

平成 2 2 年 3 月 1 1 日

第 1 回 御 嵩 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 号)

議事日程第2号

平成22年3月11日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

出席議員（12名）

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原 勇	11番 谷口鈴男	12番 木下四郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡辺公夫	副町長 竹内正康
教育長 丹羽一仁	総務部長 山田儀雄
民生部長 瀬瀬久美	建設部長 鈴木正人
教育担当参事 加藤保郎	まちづくり 担当参事 堀 智考
総務課長 渡辺義弘	企画課長 鍵谷昌孝
まちづくり課長 奥村 悟	税務課長 日比野 優
住民環境課長 伊佐治徳保	保険長寿課長 埜藤 幸
福祉課長 田中康文	農林課長 安藤信治
上下水道課長 松岡学一	建設課長 吉田隆博
会計管理者 藤木伸治	学校教育課長 田中秀典
生涯学習課長 若尾要司	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 桑下増美

議会事務局
書記 佐久間英明

開議の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、前回に引き続き、各議員の一般質問中、議会だよりに使用するため、写真撮影を行いますので、これを許可いたします。

亀井議員につきましては、11時ごろより一時退席されますので、お願いを申し上げます。

また、安藤農林課長につきましては、公務のため9時15分から30分程度退席されますので、よろしくをお願いをいたします。

前回に引き続き、各議員の一般質問の中に議会だよりに撮影するための件につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますので、その分、よろしくお願ひします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 谷口鈴男君、12番 木下四郎君の2名を指名いたします。

一般質問

議長（鈴木元八君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問・答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

3番 早川文人君。一問一答の要請があります。お願ひします。

3番（早川文人君）

おはようございます。

さきに通告しました一般質問につきまして、議長の許可をいただきましたので、質問をいたします。

最初に、鉄道のあるまちづくりについてであります。

名鉄広見線存続に向けて、平成22年度から3年間、町では名鉄に対し、赤字補てんのため年間7,000万円、3年間で2億1,000万円を支出することになりました。今後、名鉄広見線対策協議会で名鉄広見線活性化計画が実行されることになりました。鉄路確保のため、年間7,000万円は大きな支出ですが、町が道路関係への支出額は平成20年度決算額の土木費、道路維持費約8,400万円、平成21年度予算の同じく道路維持費が8,200万円です。これには、21号バイパス関連の費用が含まれていることは承知をしております。

交通手段の手当てとして、道路にこれだけの支出をしていることを比較すれば、鉄路確保のための支出は町民にある程度理解願えるものと考えております。しかし、3年後、名鉄広見線の乗客数が目標数に達しなかった場合、また目標数に達しても微増の場合、年間7,000万円の赤字補てんで存続が可能であるか、今から予測を立て対策を講じておくべきではないでしょうか。

そこで提案をいたします。

鉄道のあるまちづくりであります。

鉄道があることによって、交通弱者の足の確保と町外からの観光客等の誘致が可能となり、町の活性化につながります。今は名鉄広見線存続だけの防御の対策に振り回されておりますが、積極的に鉄路によるまちづくりをしようではありませんか。平成13年度に廃止されました名鉄八百津線の跡地を町は平成15年に約3,700万円を取得。以来、当跡地は町職員及びボランティアによって草刈り等により、何とか維持されてまいりました。以前の一般質問でもこの問題について質問をいたしましたが、当跡地はあくまで鉄道敷地であることから、鉄路によって本来の価値が発揮されます。私は、名鉄八百津線復活を提案いたします。

明智駅から旧兼山駅約3.6キロまでは、ほとんど取得時のままの状態です。これと御嵩駅から鬼岩公園までの新線敷設であります。このことにより、名鉄にプレッシャーをかけ、広見線も含んだ営業も名鉄以外の事業者、または第三セクター、上限分離等の調査・研究を現時点から実施することを望みます。この提案は、大変難しい問題ではありますが、夢に向かって積極的な方策を希望いたします。

ここで質問です。

1. 町単独でも鉄路を残すために、国・県への要請、専門家による調査・研究を実施する考えを一番初めにお伺いをいたします。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

おはようございます。

早川議員の一問一答方式の質問にお答えさせていただきます。ちょっと両方入ってしまうやもしれませんが、その点については御容赦願いたいと思います。

まず、非常に前向きな質問をしていただきました。多分この議会になってから「夢」という言葉を使われた議員さんは初めてじゃないかと思えますけれども、きのう中学校の卒業式でも「夢」という話をさせていただきましたので、非常にタイムリーに、ありがたいなというふうに思っております。

まず1点目の御質問であります。いろいろ述べてみたいと思います。

当初、この名鉄広見線新可児―御嵩区間について、資金が必要だというときに、ただの延命措置ならやらない。その前にそれだけのお金をかけて、逆に何らかの方法を考えろということを担当者には伝えております。ある意味、7,000万支出ということに踏み切ったのは、ただの延命措置ではないと判断したということに理解をいただきたいと思えます。

その7,000万の根拠については、施政方針の方でも述べさせていただいたように、21年度比22年は約6,700万円の企業奨励金なるものを、これは町の一般会計から持ち出しておりますので、それを組み替えることによって何とかしのげるという、21年度比という考え方をいたしました。

名鉄広見線対策協議会の方では、名鉄広見線活性化計画の決定をしていただいておりますので、その案に沿って考えていくということになるかと思えます。

法定協議会については、これは可児市さん、名鉄さんの方が、その気になっていただかないと、御嵩はやる気満々ではあるんですけれども、なかなか義務的な経費がかかってくることになりまので、首を縦に振っていただけないというのが現状かなということをおもっております。

どちらにいたしましても、地域事情から言いますと、御嵩町がイニシアチブをとる問題でありますので、積極的に提案をさせていただく立場であるという自覚はしております。

このたびの結果について、いろんな形、方々働きかけながらお願いをした経緯はあります。当時、政権交代前でしたので、地元選出の金子国土交通大臣の方からも名鉄さんの方に、御嵩町が残したいという意思があり、若干の負担も考えているということも大臣の方からお伝え願ったと。それから大きく動き出したというのも事実だと思いますので、そういう意味では、ありとあらゆるところで、亜炭廃鉱問題とこの名鉄問題は政党がかかわっても、どの国会議員、県会議員の方にもお願いをしつつ、町の意味を表明しているということでもあります。

八百津線については、実現についてはかなり厳しいところがあるというふうには思います。知れば知るほど、維持をしていくのに、大変車両等々古い車両を使っていくのが鉄道でびっくりをしているんですけれども、少なくともそれだけメンテナンスがしっかりしてあるということかなと思います。かなり毎週、車でいえば車検のような形でやっておられるようでもあります。

ので、そういう部分の経費まで含めていくと、確かにお金はかかるんだなということは思っておりますけれども、少なくともまずは新可児から御嵩間をどう存続させるかということを最重点に考えてまいりたいと思います。

これは終わってしまったことですので言ってもいいかなと思うんですが、東濃高校とセットの考え方をしていた。某超有名私大と附属高校にしたらどうかなというようなことも、知事に直接電話して相談をしましたがけれども、少なくとも岐阜県内で、いわゆる公立と私立との定員の比率というのが厳然として、正しいか否かは別として、現在は8対2ということで、不文律としてあるようです。仮に東濃高校の県立の定員を減らしたとして私立化しても、なかなか私立の方もオーケーを出さないんじゃないのかということもございまして、その後、できれば夏休み等々とか、単位制ですので、その単位制の中の教科にそうしたプログラムが入れないかということも考えながら相談は申し上げていますし、今でもその協議は某私立大学とはしておりますので、ただ余りにも東濃高校との偏差値の問題で差があるということは、本当に悲しいですがわかってまいりましたので、まずやるべきことが徐々に、もっともって原点のところから考えなきゃいけないということを感じております。

少し夢の話が出ましたので、私の夢を申し上げますと、ここに中央新幹線調査報告書というのがあります。御嵩町は沿線市町に当たりませんので、その協議会の方には呼ばれておりませんが、先日、瑞浪市長さんをお願いしまして、これまでの経緯のわかるものということで資料を送っていただきました。これはそれほどおもしろい資料ではございませんが、2025年、あと15年後なんですが、中央新幹線というものがリニアで通るところまではほぼ決定をしております。それを見越した上で、今の名鉄広見線というものを考えていかなければいけないんじゃないのかなと。JRという手もあるかと思っておりますけれど、私の理想とするところは、協議会の一員ではございませんので、勝手なことを言わせてもらおうと、駅をつくるのはなるべく御嵩に近いところにつくっていただきたいということ。そこのアクセスを考えた場合に、逆に今の新可児―御嵩間の延長も視野に入れるべきではないかと。要は土岐の方へ向かっていきまして、そこで東京の山手線のような形での運営が最も望ましいのではないかなということも夢として描いております。今後、このリニアの問題はだんだん具体化していくかと思っておりますので、そういうものとあわせつつ、現在の路線の維持、利用促進というものに具体的に組み込んでいきたいということを考えております。

以上で、名鉄の第1点目の質問に対してお答えをいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

早川文人君。

3番（早川文人君）

八百津線復活の問題は、専門家を招いて、果たして費用的に実施が可能であるかというのを調査したいという願望でございます。

2点目に移ります。

平成22年度オープンする御嵩駅前の御嶽宿さんさん広場、御嶽宿わいわい館、みたけ健康館等、町民の負託にこたえ、町活性化の起爆剤となるものですが、鉄路があって、その効果が発揮されるものであります。これがために、何としても鉄路を残すためには、今後大規模な施設の設置を我慢しても、鉄路を残すことを最優先した方策を図られることを希望いたします。町長のお考えをお伺いいたします。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

早川議員の2点目の質問にお答えをいたします。

もともと早川議員とは、議員と一緒にやってきた立場ですので、わかっているかと思うんですが、議員当時から、私はあまり箱物とか公共工事というのは興味がなかった。あまりつくるべきではないという考え方もきちっとしてきたつもりですが、今回、経済対策ということで、また有利な財源が求められるということでああした施設に踏み切ったわけでありまして、少なくともこの3施設については、名鉄広見線の利用促進も当然視野に入れた形での運営をしていきたいと考えております。

平常時もいろいろなものを販売してくれるようになるかと思えますけれども、とりあえずスタート時点では、4月8日スタートしまして、土曜日・日曜日あたりに集中するのかなとは思っておりますけれども、それは平常時のイベントと考えるなら、年間に何回かの少し大き目のイベントは考えておりますので、そういう際に、例えば顔戸や御嵩口、当然明智駅、それから電車で来ていただく、可児市方面からも電車で来ていただいた方については、エコポイントの御嵩版のものになるかと思えますけど、そうしたのも視野に入れて、現在考えているところでありまして。名鉄広見線、電車で来ていただいた方については、そうしたインセンティブを設けますよというようなことで利用促進を図っていきたいという考え方をしております。あるものは上手に使っていくと、これが相乗効果を生んで、施設の充実であるとか利用度を高めるということにもつながってくるかと思えますので、ぜひありとあらゆる手段を講じて、施設の活性化、町の活性化、そして名鉄利用の活性化に関連づけてまいりたいということを考えておりますので、議員もぜひ御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

早川文人君。

3番（早川文人君）

次に、地区公民館の運営についてであります。

町内4公民館それぞれ独自の行事を実施して、住民の健康増進、文化的催しを開催して、地域に密着した運営をされております。公民館の運営費は、町補助金と自治会協力費によって成り立っておりますが、平成22年度予算の公民館補助金が前年度比10%削減とのことであり、公民館活動は、青少年育成の場であることから、国の方針も子供に関する予算はふやす方向である今日、補助金の削減は寂しい感がいたします。

そこで質問をいたします。

1に、平成22年度予算で公民館補助金を削減した理由についてお尋ねをいたします。この補助金算定額は、地区人口割とのことですが、公民館の事業規模、活動内容を考慮したものにできないでしょうか。できれば、現状維持の補助金を望みます。

ある公民館では、町補助金削減を補てんするために、収益事業も計画中和の話題もあります。参考までに申し上げます。この問題につきまして、御答弁をお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

山田部長。

総務部長（山田儀雄君）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

質問は、公民館補助金の削減に至った経過についてでございます。

これは、平成20年3月に制定されました第4次御嵩町行政改革大綱の改定版の中の実施項目の中に、事務事業の見直しを実施し、効率的な行政運営につなげるとしております。この事務事業の見直しの趣旨でございますけれども、今までの人口増加と経済成長を前提とした社会と現在の少子・高齢化社会では、行政の取り組みと住民のニーズに対しましてずれが生じ、それが徐々に顕著となってきております。財政状況が厳しい昨今、この格差でございますけれども、今までどおりの負担をもって埋めていくには限界があり、行政としての守備範囲、受益と負担の公平性の確保という観点から評価・検討を行ってまいりました。その実施方法としましては、事務事業の見直しを各課に評価・検討を依頼しました。その結果では、全部で719の事業でありました。事業ごとに廃止、縮小、凍結、統合や、報酬、委託、負担金、補助金などについて再度の評価・検討を行ってまいりました。今回は、現在の経済情勢と、国・県の財政運営の状況と、御嵩町の財政状況をかんがみまして、補助金の一律削減をベースとしました事務事業の具体的な見直し及び対象事業をまとめました。この事業のまとめたものを、四半期ごとに開催

されます御嵩町行政改革推進委員会にその進行管理を報告し、御協議をいただきました。委員からも、今回の補助金の一律削減等につきましては、いろいろな御意見もいただきました。ただ、最終的に御理解をいただけたと思っております。

この第4次行政改革大綱にあります改革の必要性の観点から、平成22年度予算にこの評価を反映させていただきました。具体的に申し上げますと、補助金を廃止した事業は12事業であります。補助金の削減を実施した事業でありますけれども、公民館補助金を含め29の事業であります。そのほか、審議会や委員報酬につきましても、新たに半日額を制定しまして、4時間以内の会議につきましては日額の約3分の2、例えば委員長でありますと日額については6,000円が変わりませんが、4時間以内の会議につきましては4,000円、委員は5,500円の日額は変わりませんが、半日額、4時間以内につきましては3,600円とするものでありまして、現在、町の規則で規定されておりますので、この規則の一部改正に関する手続を平成22年4月1日から施行することで、今準備を進めております。

それぞれの団体が、地域で住民と密着しまして運営をなされているということについては承知をしておりますけれども、さきにも申し上げました第4次御嵩町行政改革大綱改定版にあります改革の必要性や趣旨の観点からも、何とか御理解をいただきたいと思っております。

それと、補助金の公民館への配分算定につきましては、今回、削減した補助金の総額でいくわけなんですけれども、均等割60%、人口割40%、それぞれ積算されまして公民館の方に交付されるということでございます。

あと、今回の事務事業の見直しの効果額でありますけれども、1,500万円程度見込んでおります。以上でございます。

[3番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

早川文人君。

3番（早川文人君）

この関連の次の質問をいたします。

公民館長、公民館主事の報酬を増額すべきではないかと思っております。近隣市町村の報酬額を参考に、現行の報酬が決められていると思いますが、地域を統括する信頼度と責任の重大性から、いかにも少額ではありませんか。できれば現行の倍額程度の報酬にすべきだと思っております。

次に、公民館嘱託職員の常勤主事の職名にしたらどうでしょうか。

平成19年度から町行革によりまして、公民館に嘱託職員を配置されました。行革時の説明では、常勤主事を置くことになっていましたが、結果、嘱託職員の配置となりました。これにつ

きましては、平成19年第4回定例会の一般質問で教育長からの答弁がありました。伏見公民館の場合、平成19年度から公民館嘱託職員が毎年かわりまして、中には1年も務まらない者もあります。退職にはいろいろの理由があると思いますけれども、ある程度責任ある常勤主事になることにより、長期間の勤務が期待できると考えております。公民館長、主事の報酬の件、それと常勤主事の件につきましてお伺いをしたいと思っております。

議長（鈴木元八君）

丹羽教育長。

教育長（丹羽一仁君）

おはようございます。

日ごろ公民館活動に大変お力添えをいただいておりますことについて、まず感謝を申し上げたいと思っております。

議員御承知のように、町内四つの公民館では、自主性を生かしながら、また地域の皆さんのニーズを取り入れながら、自治会の関係者を初め地域住民の皆様と手を取り合って積極的に事業が運営され、展開されているということでもあります。現状、この間も公民館大会を行ったわけですが、それぞれの公民館の創意工夫ある活動に本当に感謝をしたところでございます。

殊に平成20年度、21年度には、「みんなの公民館」というテーマで、地域のあらゆる年齢層の方々が楽しく参加していただける環境づくりのあり方が、これまたさまざまに工夫されてきています。子供たちの参加する姿が多く見られるようになったのも、そうした取り組みの結果だということで、厚く感謝をしているところであります。

平成19年度から正規職員を各公民館からなくし、教育委員会と直結した形で公民館事務嘱託員を配しているわけですが、公民館長、そして主事さんの役割は一層多忙になっているということと同時に、非常に先ほども申し上げましたように、創意ある事業を工夫して、積極的に展開していただいているということについては、認識をしております。

近隣市町村では、御嵩町と同様に非常勤の館長・主事を月額報酬でお願いをしておられるところがありますが、その報酬額については、その地域の活動状況により異なるでしょうから、一概に比較はできないということを思っておりますけれども、本町と同額のところ、あるいは倍額のところもあります。年額で出ているのを月に換算してみますと、本町より非常に低くなっているところもあるという現実があります。

また、公民館の充実した運営につきましては、先ほども申し上げましたように、自治会関係者、あるいは地域住民の皆様方の献身的な御協力、御努力、いわゆるボランティア的な活動というものに負うところも非常に大きいということを思っております。

議員御提案いただきました報酬の増額につきましては、こうしたことも考慮に入れながら、さらに調査を進めてまいりたいということを思っておりますけれども、現在の町の財政状況等からは、かなり難しい課題ではないかなあということを思っております。

次に、公民館嘱託員の職名についてでありますけれども、町の嘱託員等の勤務条件等に関する要綱の第12条に、嘱託員等の勤務時間は、1週間当たりの勤務時間につき、一般の常勤職員の勤務時間の4分の3を超えない範囲で、そういった時間内で任命権者が定めるという規定の中で勤務をしていただいているわけですが、現在、公民館の活動は不規則、あるいは不定期な部分があって、1週間もしくは月単位での調整を行いながら勤務をしていただいているということでございます。

不規則勤務となることは当然やむを得ないわけですが、公民館の貸出業務だとか、社会教育施設としての業務の展開に関しましては、館長、あるいは主事からの命を受け、出勤も主たる部分を担っていただいております。言ってみれば、主事的業務に関しても実践していただいているということになります。こうした実態に立って考えてみますと、公民館嘱託員について、議員のおっしゃる常勤主事と比べて勤務の状態、業務の執行に係る状態等については、問題はないのではないかという見解を持っております。

それから、平成19年度から公民館嘱託員が毎年交代し、1年も務まらなかったと御指摘をいただいておりますけれども、この件につきましては、伏見公民館の状況であろうというふうに思っています。途中退職の理由は、健康状態にあったということをお聞きしておりますが、事務嘱託員の採用に当たっては、教育委員会の方で面接を実施して決定していますので、公民館業務の内容を十分に理解していただくことや、健康状態も含んだ慎重な人選、そして公民館関係者から御意見をいただきながら、業務執行に問題が生じないように一層配慮をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

[3番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

早川文人君。

3番（早川文人君）

最後に、今の公民館に関連をいたしますので、地域委員会の設置につきましてお尋ねをいたします。

平成20年第3回定例会の一般質問で、小さな役場づくりの答弁で、「地区交流センターの考え方は評価するが、現公民館は社会教育法の関係からクリアをし、前向きに検討する」でありました。今回の質問は、名称を「地域委員会」とし、現行の公民館を包括し、地区のまちづく

りを行う組織の設置であります。町は、地域委員会に人的支援と財政支援を行い、委員会委員には報酬を、人選は公募もしくは占拠等が考えられます。名古屋市長の提案で、各区ごとに地区委員会を設置されまして、市議会を補てんする機関として、また地元からの声を行政に反映させることを目的に、一応テストケースとして設置されたところもあります。大都会の名古屋市でなくとも、小さな御嵩町でも4地区に地域委員会の設置を検討してみてもいいと思います。町長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

それでは早川議員の3点目の、地区交流センターについての質問にお答えをいたします。

先ほど「収益事業」という言葉が出てきましたけれども、私自身、先行投資で考えるなら、自主運営や自己責任ということを果たしていただく、また町民の参画がしやすいということであるなら、先行投資として少々の財源はつくりたいということは当然考えております。

今、名古屋市のお話が出ましたが、名古屋市の単位というのは1校区ごとを単位ぐらいにしておられる。大体2万人ぐらいということで、河村市長と1回しかお会いしておりませんが、そのときにも一度御嵩の2万人の規模がどうやっているのか見てみたいというようなことも言っておられたので、多分、今論じられている議員の定数減と、この地区の交流センターというのはセットになって考えておられるのではないかなということは、今思いつく動向を見ております。

私の考え方というのは、1年3ヵ月、前の質問からたっておりますけれど、少なくとも価値観等々については前回の答弁のとおりであります。ただ、1年3ヵ月、そのままで来てしまっているというのが現状かと思っておりますので、一度細部にわたって、まず地区のお2人の議員さんとしっかり話をしていきたいというふうに思っています。そういう場をつくりたいと。その後、お2人の力をおかりしまして、現在の公民館の運営にかかわっておられる方々、またお2人でおつくりになったふるさとづくり活動センターの会員の方、要は形だけつくっても、あと運営かずっと続いていかなければ意味がありませんので、実際に皆さんがどういう考え方でおられるのかということ、雑談形式のような形でもいいですので、車座会議を、この伏見公民館についての、今後の運営ということでもしてみたいというふうに思っております。

それが、逆にほかの公民館の方に波及していけば、それほどうれしいことはありませんので、そういう意味で小さな役場づくりに寄与してくれるものという思いは持っておりますので、ぜひ具体的に今後、本当にやれるのかどうなのかということを探るためにも、打ち合わせをさせていただきたいというところで、本日の答弁についてはとどめておきたいと思っておりますので、

よろしく願いいたします。

[3 番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

早川文人君。

3 番（早川文人君）

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

これで、早川文人君の一般質問を終わります。

続きまして、12番 木下四郎君。

1 2 番（木下四郎君）

通告をしておきました2点について御質問をさせていただきます。

その前に、町長、大変御嵩の町の前、ああいうところに地域の皆さん方が出てこられるような広場をつくって、計画をされておられるということ、大変敬意を表したいと思います。

今回、私はデマンド方式について、高齢者の買い物、また通院等にどう足を確保していくかということでお伺いをしていきたいと思います。

せんだって、昨年でしたか、私たち町内で、早川議員と私に対してアットホームから、一遍出てきてほしいということでお邪魔したら、やはり高齢者の方々がこういうところに来るのがなかなか大変と。足が大変で、もう1年もしたらここに来れんようになるのではないかというような要望を受けてまいりました。何とかふれあいバスとか、そういったものを地域でとめていただける方法か、ダイヤの都合ではなしに、利用者の都合でそういうことはやっていただけないかということで、そういう話を聞いてまいりました。

私は、今回については交通問題についての発言をさせていただきます。ほかの議員さんもいろいろ発言をしておられますが、交通問題は、やはり地域の振興、町の活性化と深く、その環境に基づくものであります。住民の移動手段、その利便性の提供にかかわる問題です。特に歩行と同時に移動手段がない人たち、いわゆる交通弱者が今後の高齢化に伴って増大していくことは間違いないと思います。資料に出していただきました5年後、10年後には高齢者がどういうふうになるのか、そしてふれあいバスも大変今一生懸命回っていただいておりますけれども、そのバスの時間に合わせんといかん。そうではなしに、洗濯をしたり、地域の人たちがその目的のところに行けるような時間帯をどうつくっていくかということを考えると、大変なことでもあります。

そして、先般、11月の下旬に、昨年でしたけれども、地域を守る会、こういう方々が上之郷公民館で上之郷のフォーラム、こういったものを開催されました。ここには多くの方々、150

人ぐらいの方々が参加されまして、熱心にデマンド方式と称するものを学習されたわけでありませんが、このデマンド方式について、まだまだどれがいいか悪いかということとはなかなか明言はできませんけれども、少しでも一人ひとりの高齢者、交通弱者という人たちを自分の思うときに、思うような形で動ける手法があるのではないかということで、150人という方が参加されて、大変私も感銘を受けたわけであります。

また、名鉄へのアクセスもスムーズにいけるということも検討する課題だと思います。

肝心のまちとして、これから交通問題について、青写真がまだ今のところ見えてきていて。どうしたら過疎化に近いような集落の方々の足を確保していくかということになると大変重要な問題だと思いますが、具体的な施策があったら、多くの団体がいろいろなことを考えておられますが、そういう人たちを核にして、みんなで町民全部で議論し合って構想を練っていくということが必要ではないかと思いますが、この辺の関係について担当課長さん、どういうふうにお考えになってみえるか、お答えをいただきたいと思います。

それから、昨年12月の定例会でお聞きをいたしました岐環協の問題について、議長がそういう失礼な発言をしてはいかんから、取り消すかどうかというようなことも後から言われましたけれども、今、本当に岐環協の問題についてはタブー視されておる感がなきにしもあらずであります。そういう点で、私は執行者と議会がこの問題を共有して、真剣に取り組んでいくと。そして、執行者に対してこの問題を解決していくための助言となるように頑張っていかないかんと思います。

これについて、ちょっとお尋ねしたいところがあるわけですが、平成19年6月24日に渡辺町長の前の柳川さんが岐環協と締結をされました。このときの岐環協との合理化事業計画の見直しについての確認事項がされたわけですが、これはもう決まったことで、お互いに確認し合っておることであるから、何もタブー視する必要もないし、堂々と議論して、いつまでこんなことをやるのかということも岐環協と対応していかなきゃいかんと思います。

そういう点で、これは他町村の資料でございますが、町名を言うのは差し控えていただきますが、町長と岐環協との対話の中で、10年もたって見直しする時期に来ておるんですが、岐環協はどのような今までの自助努力をなさったか。会社としてどういうふう努力されたかということをおの町長は聞いておられます。すごいなと思いましたが、そしていつまでもこういうことを続けておると、小さい町でありますから、合併してなくなったときには、あと5年ぐらいしかそういうことはできんというようなことも言って、厳しい意見を述べておられますが、これについて、こういう資料もあるんですが、岐環協と合理化計画の見直しの確認事項という中で、町長と岐環協の若宮さんとずうっと議論されたことが詳細に載っておるわけですが、町の財政をどういうふう守っていくかということをお考えると大変なことなんです、前の話を

聞いておられます、財政危機ということならば、本当に無駄な歳出をやめていこうじゃないかということが今の一番に浮かんでくるわけですが、これは僕は執行者だけじゃなしに、議会も含めて共有してやっていかないといいと思います。

それで、平成19年の柳川さんのときの確認書というのは、その前にどういう事前協議をなさったか。恐らく新しい議員さん、御存じない方も見えます。執行者だけでいろいろと悩み苦しんでおられますが、議会も話をして、一緒に頑張っていこうじゃないかという話が全然聞こえてこんですが、この合理化協定に基づく合理化事業計画の見直し案について、どういうふうに議会にお話しなされたか。今までそういう経緯がありますか。19年6月以降、議会ですういふふうに、新しく町長もかわられたし、また新しい議員さんも見えます。議会に対してこういうことを周知徹底されたかされないか、お伺いをしたいと思います。

そして、事業計画の見直しはどこまで進めていくか。これから下水道事業が一件も、全部済むまで補償を続けていくのか。その年月はどのくらいになるかということも、目安として御答弁いただきたいと思いますが、どんなふうにお考えになっておられるのか。

私は、これについて各市町村のアンケートもいただいております。この中には本当にいろいろなこと、自治体の職員の方が悩んでみえます。いつも恫喝されておるとか、いろいろな形で、やはり議会も一緒に応援していただかんとなかなかやっていけんというようなことも言っておられます。御嵩町全体の問題として、お互いに議会と執行部が共有して頑張っていかなといかんのではないかと思います。共有意識、問題意識を持っていくということが必要ではないかと思ひます。

以上2点についてお伺ひしたいと思います、御答弁をお願いします。

議長（鈴木元八君）

2件についての答弁を求めます。

まず最初に、渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

木下議員の、大変後段は厳しい質問にお答えをいたします。

デマンド方式については、声が随分上がっておりますし、私もここでも答弁を随分させていただいておりますけれども、利便性を高めることイコール本数を多くすることかなと。特に今のふれあいバスの幹線のピストン運行をいかに多く早くしていくかというのが一つのテーマになってくるだろうと。それがしやすい体系をつくっていくのがデマンド方式の成功につながるのではないかといいことを考えております。

基本的な基地としては、公民館、そして駅というものを考えていくべきだと。ただ、今のコースを設定したときに、名鉄広見線存続というのがそこにきちっと組み込まれているにはいる

んですけど、積極的な対応をしようと。名鉄広見線利用を促すようなふれあいバスにしていくという考え方はなかったんじゃないかなというふうに思っております。

町民の方の声から、有料にということで100円いただいているんですが、確実にそれから数が減っているのが事実ですので、もう一度考えて見直す時期に来ているというふうに考えております。

私は、理想はドア・ツー・ドアということになってくるかと思っておりますので、当然のことだと。それはわかった上で、乗りかえについては多少辛抱していただくような方法をとっていくと。試験的にリースでもいいですから、小さなワゴン車のようなものを町で借り上げて、曜日を決めて、いわゆる津橋、前沢あたりを一つのセットにして、ボランティアで運転していただいて、公民館まで来ていただくと。帰りの時間は合わせていただくというような方法、次の日には大久後、綱木あたりでそれをやっていただくというような形が理想ではないか。これは伏見の方の問題でもありますし、中でもそういう地区がありますので、私は定年退職後の、まだまだ戦力となり得る方々がこれからどんどんお見えになるので、そういう方々の理解を得ながら、あとは安全性とか保険の問題とかいろいろなことが出てくるかと思っておりますけど、まずは大きな目標として動き出すということが大切だと思いますので、研究した上で、よそさまのいいところだけはいただいて、御嵩版のデマンド方式というのを、今、頭の中で描いているわけですけど、具体化していきたいと思っております。

有料にしたがために、コースの設定を非常に柔軟性に欠けているというのが現実でありますので、県の助成制度をにらみつつ、年間有料でいただくお金もそう驚くほどのお金ではありませんので、そういう部分についても十分検討しながら、臨機応変に対応できるような方式の、いわゆるふれあいバスに変えていく必要もあると思っておりますので、ぜひその点は知恵をおかりしたいと思っております。

また、民の力、特に大型店ですね。御嵩町のふれあいバスを入れてくれという要請もあり、そういうコースもあるわけですけど、本来は民が自分のところで用意してというのが本筋だとも思いますので、基本的にはそういう大型店等々についても含めて考えていきたい。このデマンドバスについては、なるべく早い時期に試行をしてみたいというふうには思っておりますので、いろんなどころで見てこられた結果の、非常に優秀な部分はぜひ御提示いただいて、その考え方に組み込んでいきたいというふうに思っております。

2点目の、いわゆる衛生社の方の関係ですが、これ不思議なことにマスコミも扱わないんですね、なぜか。住民レベルでもほとんど議論されないと。そのくらいデリケートな問題であるという認識をすべきであろうと思っております。形としては、個別の御嵩町と御嵩の業者の基本的契約で成立しているものでありますけれども、岐環協さんの方は組合で一律で考え方を示してい

くと。それに従いなさいという、組合の意思に従っておりますので、それぞれの市町村で、自分はいけれど、組合が許してくれないというようなことを言うておられるやに聞きますので、そういう点もぜひ正していかなければいけないと思っております。法的に言えば、これはその契約者、被契約者との問題ですので、当然古田知事が、県は口を出さないということを言われた。紛糾したわけですけれども、以前の知事はここに大きくかかわられましたので、今さら10年たったら手を引くよはないだろうということで、十分町村会、市長会の方でも古田知事を攻撃したというような結果がありました。今はアドバイザー的な立場で県もかかわっておりますので、そのくらいの状況で成り行きというものを、県との関係はのんだという形になっております。現在は、岐阜市が基本となって、岐阜市が一番早いですので、廃対協を設置した形で岐環協との協議を進めております。この協議が2年間にわたっても結論が出ておりませんので、10年前の契約をそのまま継続しているという形で、現在、来ております。

大変難しい問題で、この問題というのは、争点は、10年前の契約はエンドレスであったということと、随意契約であるという、この2点が基本的には大変大きな問題であるという認識をしております。

ただ、本来は数字も、守秘義務を守っていただけるなら、このコピーをお渡ししてもいいかなと思うんですが、今、県の方へ出て行って、この問題を首長間で話し合うときに、それぞれの市町村の代替業務というのを出して一覧表はつくっておりますけど、そこに自治体の名前はございません。比較対照した場合に、倍、3倍ぐらいの仕事を出しておみえになる自治体もあります。御嵩町は、代替業務としては基本的には数値以下、本来用意しなきゃいけない仕事の、それよりも少ない状況で推移しておりますので、よそさまとは多少はそういう意味では強行な形の、形が違うんじゃないかということは思っておりますけれども、それくらいデリケートに扱っている問題であるという御認識をいただきたいと思えます。

秘密会議ではありませんけれど、木下議員の言われたとおり、ぜひ議員の皆さんにもそういうことは知っておいていただきたいという思いはありますので、これこそ逆に調査・研究するための特別委員会等々もつくっていただいて、しっかりと精査していただいたらということも思っております。

ただ、このところ、やはり各関係の自治体の首長もかわり、若返っております。随分そういう意味では価値観が違っていますので、厳しいことを言うてきております。厳しいことを言うておりますので、話がまとまらないというのが現状でありますので、要は歴史的になくなった仕事もありますので、そういう意味では方向転換といいますか、ほかの事業に手を出していくというプロセスのお手伝いはしても、生き抜くということは自助努力ですべきじゃないかという考え方をクールにされている首長さんもどんどんあらわれてきている。私もその一人です

ので、そういう方向できちっと岐環協さんの方にも出していただきたいというふうに思います。

先ほど恫喝みたいな話も出たんですけど、そういった身の危険があるのかどうか分かりませんが、そういう話が出てくるような雰囲気テーマであるということは事実でありますので、本当に今現在、市町村長というのはこの問題について、腹をくくってやっているというのが現状ですので、議員の皆さんにもぜひ、御嵩町から発信していただいても結構ですので、議会としてのスタンスというものははっきりしていただくのも一つの交渉材料かなと思います。ぜひそういう点について、あまり扱いたくない問題かもしれませんが、考えていただいたらと思います。

ただ、最終的に御嵩町が、ある種、運が悪いのは、木曾川右岸流域下水道計画の一番末端にありますので、始まったところはバブル景気がまだ続いていた状況で、各務原であるとか、順番順番上流の方に来たわけです。御嵩町に来たころにはバブル崩壊で、全然計画としては遅々として、進んではおるんですが、思うようになっていないというのが現状です。

御嵩町は、いつかきちとした形で、下水道計画についてはここまでということ再度見直した上で、決定をすべきだと考えております。木曾川右岸が投資した金額もありますので、なかなか変更というのは認められないわけですけど、そのタイミングがここ数年で来ると私自身は思っておりますので、そのときに、もう効率の悪いところはごめんなさいと言うより仕方がないと思っております。あとは、合併浄化槽でどう対応していくというテーマに移っていくと思いますので、御嵩町だけが下水道計画というのがまだまだ、先日もお話ししたように、60%行っていないような状況ですので、その40%余りの部分について、ぜひ答えを出していかないと、代替業務としての岐環協へ示す数字もつかめないということになってまいりますので、その時期がいずれ早晚やってくるというのは事実であるという御認識をいただきたいと思います。

以上で、答弁漏れがありましたら、また質問をお願いいたします。以上で終わります。

議長（鈴木元八君）

続きまして、山田部長。

総務部長（山田儀雄君）

それでは、私からは木下議員の方から資料要求がありました資料を今回提出させていただいておりますので、資料に基づきまして、初めに御説明申し上げたいと思います。

第1回定例会資料つづりその2という、きょう出させていただいた資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、E-COバスの利用状況でありますけれども、昨年の10月から試行運転を実施しております、12月までの乗降人数と1便当たりの利用者数も徐々には増加してきております。正月に入りまして休みが8日ほどあった関係から、若干下がっておりますけれども、2月、こ

ここに載っておりませんが、利用者が2,065人でありまして、昨年12月1,964人でありまして、これを100人程度増加してきております。

次に、2ページと3ページをごらんいただきたいと思います。ここには、工業団地と住宅団地のコースのバス停別の乗降者数を掲載しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。ふれあいバスの利用者数でありますけれども、無償で運行していました平成16年から18年前期まで、これにつきましては1日の利用者が平均で約76人前後でありました。有償運行となった平成18年後期からは63人、平成20年5月の路線ダイヤ改正からは56人、ちょっと欄外になりますけれども、平成21年度には、この1月までの平均が53.4人と、ふれあいバスの利用者は下がってきている状況であります。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。国・県・御嵩町の高齢化比率の推移と予測であります。平成17年ではあまり国・県・御嵩町に高齢化比率に差がございませんが、御嵩町はこの時点で、既に表にありますように21.6%となっております。超高齢社会となっております。御嵩町は平成22年、来年度でありますけれども25%、27年には30%、平成32年には34.2%と予測されておまして、今以上に超高齢社会の拍車がかかっていると予測されております。

ただいま御質問でありますこの超高齢社会が今まで以上に進んだときに、高齢者の方の買い物、病院等に必要な足の確保でありますけれども、ただいま町長の方からデマンド方式について思いを述べられました。具体的にですけれども、御嵩町の実情に合った公共交通のあり方を、地域のニーズを把握することが大事であると考えます。4地区において、ボランティアの方も含めたり、高齢者の方も含めたり、座談会を10月をめぐりに4地区で開催していきたいということをおっしゃっております。以上でございます。

[12番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

木下四郎君。

12番（木下四郎君）

町長も言われたように、岐環協の覚書の中で、随契が基本となっておりますということは、この覚書の中でそういう約束がもうなされてしまっておるわけですから、これはいつまでもそういうこと。だから、僕は議員はわからないかんというのは、そういうところが、これを一般質問でやったりなんかするというのは、随契というのはそもそもこういうことを前提になっておるということもあるということをお認めしてもらいたい。

それで議長にお願いしておきたいのは、機会があれば町村議会でも、こういう事情を訴えて

いただきたい。そういうこととで、地域全体、御嵩町全員の公職にある人たちの共有の意識として、今までには何億というお金を岐環協に代替業務として払っておるわけです。これからもどんどん払い続けるという、それだけの財政的にゆとりがあるはずがないわけですから、こういうことをやっていただきたいと。

それで、デマンド方式で申し上げますと、こういう立派なものができるわけですが、ここへ皆さんに集まっていただく。集まっていただくにはどういう手法がいいかという、やはり地域の人たちの足をどう確保するかという、これから重要な問題になってくるわけですが、バス停でダイヤを見ておるんじゃないしに、自分が乗りたいときに乗れるというデマンド方式というのがいいか悪いかわかりませんが、そういう人たちにも御嵩町に来ていただいて、一緒に議論して、それですべての高齢者がひとしく町内を往来できるような方策を講じていただきたいというふうに思います。

それで、最後になりますけれども、岐環協の問題について、余りにも議会に報告がない、相談がない。決まった事項の確認事項の報告もないということが今まで経緯としてあるわけですが、こういうことは執行者一人で悩まずに、議会と相談しがてら、同じような共有意識を持って頑張っていきたいということで、議長もひとつその辺おわかりいただきたいと思います。

よって、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

木下議員にひとつお答えだけしておきます。

先般の議長会にも申し上げましたとおり、またこの前の非公式の議員控室の会議の中でも、可茂衛生利用施設組合というのがございまして、その中で可児・加茂の関係市町村が岐環協に1億6,000万の代替業務を出しているんですよ。議長会としては、こうした問題が非常に多額になると。市町村としては非常に困ると。今後こういうことも研究していこうということが協議をされました。その報告の旨、参考資料が張ってありますので、またお目通しをいただきたいと思います。

以上で、木下議員の一般質問は終わります。

続きまして、7番 岡本隆子さん、一問一答方式の要求が出ております。よろしくお願ひします。

7番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、通告をさせていただいておりました一般質問をさせていただきます。

一つ目は、公共交通についてであります。

フランスでは、国内交通基本法で、だれもが低コストで快適に移動できる権利として、交通

権というものが保障されています。一方、日本では、都市交通政策には基本的方針を示す法律がこれまでは見当たらなかったのですが、民主党政権の誕生で、2009年11月から国土交通省は交通基本法検討会というものを立ち上げ、交通基本法の制定に向けた検討に着手をしております。交通権を保障し、だれもが安心して出かけられる地方をつくっていかねばなりません。

さて、私たちの暮らしに欠かせない交通手段をどのように確保したらいいのかということは、高齢化に伴い、どこの町でも切実な問題となってきております。ふれあいバスが町内を走っているのですが、地域の足を確保するには、これまで以上に公的補助を投じて乗り合いバスを守るべきであるとの意見が出されることがある反面、時として乗客がいなくても運行されるバスは、空気を運んでいると批判されることもあります。また、ふれあいバスを走らせているだけでは、落ちこぼれる人もたくさん出てきます。新しい交通社会をどのようにつくっていくのか、既存のバスではサービスできない領域をどのようにしたらカバーできるのか、どのような交通手段があるのか、考えていかねばならない時期が来ていると思います。

最近では、ぬくもりの家、ひなたぼっこ、あつと訪夢など、高齢者の方々の生きがいとなっている場所への足の確保をしてほしいという声が大きく上がっております。先ほどの木下議員の一般質問でも上がっておりましたけれども、この問題については、2008年、2009年の定例会の一般質問でも、大沢議員、早川議員、植松議員がデマンド交通について一般質問をされてみえます。今、まさにそのデマンド交通システムというものの機運が高まってきているのではないかと感じております。

そういう現状をとらえ、町内にも地域の足を考える会が発足し、デマンド型交通の提案がなされています。また、先日は町内での交通事故でミニバイクに乗っておられた84歳の方が亡くなるという痛ましい事故がありました。これは、事故の当事者両方が被害者とも言うべき痛ましい事故であります。高齢者が年をとっても、安心して車の免許を返上できる地域にしていかなければなりません。

先日は、地域の足を考える会の方々と、豊田市小原地域へデマンドバスの視察に行ってみました。老人会や自治会、その他の団体の方々総勢23名での視察となりました。その豊田市の例を少し御紹介いたします。

豊田市では、平成18年度に豊田市公共交通基本計画を策定し、その中で地域の実情に合った公共交通として、地域が主体となって企画・運営展開をするということとなりました。そして、平成19年に小原地域生活交通検討会なるものを立ち上げ、地域の交通ニーズ調査、主要な対象者の絞り込み、運行方法を検討いたしました。そして、平成21年4月からタクシー2台でのエリアデマンド運行が始まりました。1乗車100円で、平日4日間、朝6時から午後7時までの運行となっており、1日平均26.6人が利用。運転免許を持たない高齢の女性が通院・買い物等

のため、往復での利用が多く、また市中心部へ行く基幹バスへの乗り継ぎもあるとの報告を聞きました。

小原さくらバス利用促進会を立ち上げ、その会長さんにも来ていただきましたが、その話の中で、担当者の方の地域振興への熱い思いと、会長さん自身が住民の意識啓発に大変尽力されたという参考になるお話を伺いました。自分たちの足は自分たちで考えるという認識のもと、高齢者にとって大切なことは、従来の交通システムのように駅や町の中心に一たん出て、そこで乗りかえて目的地に行くというのではなく、いつでも自由に乗りかえなしで行きたいところに行けるという交通システムが必要であるということをおっしゃいました。そして、地域生活検討会なる話し合いの場の中で、市の職員が地域の人々の話をよく聞いてくれたこと、そういう場をつくってくれたこと、地域の人たちの熱意があったことなどのお話が大変私の心に残りました。

地域の人たちの意識を掘り起こすことにも大変熱心に行動され、どんな方式でやったら地域の人々の足が確保できるか、今そういうことが必要だという気持ちがないと、なかなか考えられないんだということをおっしゃっていました。住民の人が最初から話し合いに参加してつくり上げてきたという言葉が印象的でした。

また、町の中央にある国道419号線を走っている基幹バスへの乗り継ぎを便利にして、従来交通との補完関係をつくり、地域の人たちの利便性を高めているということもわかりました。このような生活支援のための交通システムがあれば、安心して車がなくても生活できるということをおっしゃっていました。

そこで質問です。

デマンド型交通を求める声が高まっています。そこで提案ですが、町長も話し合いの場をつくるというようなことをおっしゃっておられたと思いますが、既存の会議を拡大して今後の御嵩町の公共交通を総合的にどう考えていくかを話し合う場を設けていただきたいと思います。

先ほど総務部長の答弁の中で、4地区で地域ごとで座談会を10月から開くというようなことを、木下議員の答弁の中でおっしゃっておられました。地区ごとは地区ごとで大切なことだと思いますし、10月というのはいかかなものかと思うんですが、もうちょっと早くと思うんですが、町全体の公共交通というものを名鉄も含め、どう考えていくかということを考える場、そこにはタクシー業者も入り、最初から住民参加で、行政も利用者も地域の足を考える会のそういう人たちも入って、名鉄電車、E-COバス、ふれあいバスなど情報を一元化して、町民にも町の公共交通についてわかりやすくしていただきたいと思います、そういう場をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

そして、今度できる健康館では、シルバー人材センターに委託して、1回100円で送迎がされるという説明をこの間受けましたが、そういったことができるのですから、一度試験的に町

の車を利用して、そして町長が有償ボランティアでということをおっしゃって見ましたが、そういう方たちも見えるので、ぜひ試験的に運行してみる、地域ごとにやってみたらいかがなものかということをご提案いたします。

2番目に、生活支援のための公共交通を考える場合に、福祉課との連携は不可欠だと思います。現在、E-COバスに乗車された人たちのアンケートを集計しておられるということで、先ほど資料が出てまいりましたが、今利用している人たちだけでなく、広く高齢者などを対象に調査をしていただきたいというふうに思います。町民の日常的な移動実態を明らかにするために、地域に住む町民の日常的な外出先とその目的、利用手段といった基本的な情報に加え、日常の移動に関して困っている点は何かといったことを把握することが必要であると思います。そのためには、福祉課との連携は欠かせないものと思いますが、いかがでしょうか。これは、できれば民生部長と総務部長のお2人の方の御見解をお伺いしたいです。

最後に、御嵩町の場合は病院・買い物などといっても、可児市に行きたい場合が非常に多々ございます。合併はしなくても、交通圏域ということで考えれば、可児市との連携は不可欠だと思います。電車に乗っていったとしても、その先の公共交通が保障されていなければ、電車の利用もなかなかできません。可児市との公共交通との連携を話し合う場を今後ぜひ考えていけるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、公共交通について3点お伺いをいたします。

議長（鈴木元八君）

山田総務部長。

総務部長（山田儀雄君）

御質問の公共交通につきましては、先ほど申されました、昨年3月の定例会では植松議員の方から、9月の定例会で早川議員の方からデマンド方式による足の確保について御提案をいただきました。そのときに、町長の方からも思いを述べられましたし、ただいま木下議員の答弁の中で、具体的な上之郷での試行までの答弁をなされてきております。

やっぱり御嵩町の実情に合った公共交通のあり方を、名鉄の利用促進、E-COバス、ふれあいバスのダイヤ、運行経路の情報を一元化した中での地域のニーズを把握したいと考えておりまして、先ほど4地区において座談会を10月をめどにということをお願いしました。ちょっと10月では遅いではないかということもございますけど、座談会での参加人数、参加される団体等につきましても、今後検討していきたいと、こんなふうに思っております。

当然、公共交通の充実にはかなりの経費がかかってまいりますし、安全で確実な運行が必要となってまいりますので、その辺も座談会の中で話していきたいと、こんなふうに思っております。

次に、福祉課との連携についてお答えします。

現在、昨年10月から試験運転中でありますE-COバスの利用者のアンケート、それからふれあいバスのアンケートについても、利用者へのアンケートが中心でありました。当然利用者には高齢者も多いわけでありますけれども、こうした中でバスを利用されていない方の日常的な移動実態については、調査していない状況にあります。そうした中で、4月に高齢者への検討度のチェックに関するアンケートが保健長寿課の方で実施されるということであります。今後は民生部門と連携した中で、高齢者の方々の公共交通に対するニーズなどを把握しまして、情報を共有した中で対応したいと考えております。

次に、可児市との連携についてお答えします。

名鉄広見線を利用して、新可児駅から可児市内の公共施設や病院、買い物などの交通手段につきましては、可児市の公共交通でありますさつきバスの利用が可能です。この時刻表や路線図につきましては、当然可児駅に掲載があると思いますし、可児市のホームページから見ることもできます。運賃は、1乗車につき200円、小学生、65歳以上の高齢者、障害者の方などにつきましては1,000円となっております。これらを住民に周知することも大切でありますので、御嵩駅に新可児駅からさつきバスへの乗り継ぎに関するチラシ等も必要かと思っておりますので、できることから順に周知していきたいと、こんなふうに思います。以上でございます。

議長（鈴木元八君）

瀨瀨民生部長。

民生部長（瀨瀨久美君）

それでは、岡本議員の質問にお答えいたします。

1点目の、総務部と民生部の連携につきましては、町として公共交通の施策の方向性を検討する場合には、高齢福祉担当の保健長寿課と、企画などの関係課が同じテーブルに着いて調査・研究していくことは、制度設計上欠くことができないものと考えております。

2点目の、アンケートの実施についてお答えをいたします。

新たな制度設計に当たりまして、交通移動手段の実態やニーズを知ることは必要でありまして、例えば国の法律で市町村にさまざまな計画の策定が義務づけられておるわけでございますが、関係条文には、市町村はあらかじめ住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするなどと、実態把握の重要性を規定しておりまして、アンケート調査は実態把握と事業の円滑な実施及びその後のさらなる促進に必要な不可欠と考えております。

アンケートにつきまして、具体的に申し上げますと、保健長寿課では、介護保険の介護認定を受けていない65歳以上の全員の方に、生活機能評価のための健康度チェック票を毎年送付し

ておりまして、平成22年度につきましては、これに加え、生活支援、閉じこもり及び介護予防の視点で、交通移動手段に関するアンケートを同封する計画で、既に作業は進めております。アンケートの内容につきましては、企画課と協議して、実態把握によりかなうものとなるよう、連携を図ってまいりたいと考えております。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木元八君）

山田総務部長。

総務部長（山田儀雄君）

私、先ほどの答弁の中で、可児市の利用料のところ、小学生、65歳以上、高齢者、障害者の方などは100円でございますので、訂正させていただきたいと思います。

それと、御嵩町のふれあいバスも一緒なんですけれども、可児市のさつきバスも一緒なんです、公共交通でありますけれども、どなたが利用されてもということで、御嵩町は御嵩町民でなきゃならないということはありません。どこのバスを使っていたとしてもいいということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、ただ、ダイヤとか運行経路につきましては設置であります自治体が当然決めていくものでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[7番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

それでは、ただいまの御答弁に再質問をいたします。

まず話し合いの場ということですが、参加される団体についても検討してやっていくということですが、まず10月をめどにということのを、ぜひもう少し早く、これは待たなしの状態、実はこの間もある方からお話を伺ったんですが、桃井病院では11時、12時ぐらいに診察が終わると、上之郷の方とか、ちょっと遠くの方は、だれか一緒についでに乗せていってくれる人がおらんかということで、目を皿のようにして人を探して、だれか御主人とお嫁さんとか迎えに来てくれる方があれば、ついでに乗せていってということをするために、そういう人を探しておると。御主人が迎えに行かれる方なんかは、何かがあつてはいけないので、そう簡単に大勢人を乗せるなんてことはできないと。そうすると、その奥さんはそういう人をこそこそと振り切つて帰らないかんという実態があるそうで、やはりもうこれは待たなしの状態かなと思ひますね。

それで、10月などとおっしゃらずに、できれば少しでも早くそういう話し合いの場を設けて

いただきたいと思えます。

それから、先ほど言いましたように、4地区分かれてではなくて、総合的な公共交通をどう考えていくか、御嵩町の公共交通をどうしていくかという場もできるだけ早く、町内全体のそういう場というものもぜひ考えていっていただきたいと思えますが、その辺は部長、いかがでしょうか。

議長（鈴木元八君）

山田総務部長。

総務部長（山田儀雄君）

ただいまの、10月をめどにと申し上げましたが、この辺につきましてはできるだけ早い時期に行っていきたいと思えますし、座談会への具体的な参加人数等につきましては、こちらの方では20人前後というようなことも考えております。ただ、これに参加していただける役職といえますか、そこまではまだ検討に入っておりませんが、20人前後で座談会を開いていきたいと、こんなふうに思っていますし、先ほど町長の方から、上之郷地区で試行運転をというようなことも述べられましたので、10月では、今年度中に協議していくと遅いということもありますので、早い時期に行っていきたいと思っています。

公共交通のあり方を一元化するという部分でありますけど、町には名鉄は名鉄で協議会がありますし、ふれあいバスはふれあいバスの時刻表とか、運行を決める研究会がございますし、このデマンド交通という三つがあるわけなんですけれども、とりあえずデマンド交通について地区で4カ所でやって、上之郷地区、それぞれ違うと思えますので、御意見を聞いた中で、その後、一元化した取り組みができればと、こんなふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思えます。

[7番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子君。

7番（岡本隆子君）

ただいまの御答弁について、もう一度質問をいたします。

ふれあいバスはふれあいバスで検討会があって、名鉄は名鉄であってということで、それぞれがばらばらに取り組んでいるので、だからその情報を一元化する話し合いの場が必要であるということをお願いしているわけですので、それぞれあるということではなくて、そのために、そういった情報を全部一元化するというので、なかなか新しい会を立ち上げるということと大変かもしれませんが、今あるふれあいバスとか名鉄とかの中からまた何人か、そこからそちらの会議に参加していただくとか、何とかそういう話し合いの場をぜひ検討していただ

きたいというふうに思います。

それからもう一つ、可児市との連携なんですけど、これは御嵩町の人たちはさつきバスに乗っていいかどうかなんていうことは知らないです。そういったことであれば、ぜひそういう情報も流していただきたいと思いますし、例えばラスパですね。御嵩町からラスパにはバスが行っていますけれども、ラスパの人が今度は可児市に行きたいという場合に、ラスパの横をさつきバスは素通りしていくわけですね。横目で見ながらしゅーっと素通りしていくわけですが、そのラスパには可児市のバスは寄っていただけないわけですよ。寄っていただければ、そのラスパから可児市の方へ行って、帰りに病院へ寄っていくとか、そういったこともできるし、病院からラスパに寄って、御嵩町のふれあいバスで帰ってくるということもできるので、ぜひそういったことも視野に入れた可児市との連携というものを考えていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

職員数についてであります。資料を提出していただきまして、ありがとうございます。

御嵩町の定員適正化計画を見ますと、150人体制を目指し、職員数の削減を続けていく必要がある。平成23年度までに6人削減し160人以内とするとされています。また、類似団体との比較では、人口1万人当たりの一般行政職、普通会計職員数において、平均値を上回るものの御嵩町は少ない方でありまして、また岐阜県内の比較においても、当町の職員数は比較的少数で対応しているということがわかります。しかしながら、退職勧奨制度及び再任用制度の活用については、意欲と能力のある退職予定者に対して再雇用制度を適用し、定員の削減を図るというふうにあります。当町においては、平成12年度に職員の再任用に関する条例が施行されておりますが、再任用されている方は今のところおられないということでした。しかし、今後、年金制度の変革により、年金を受け取る年代がだんだん上がってくると、再任用を希望されることもあろうかと思えます。再任用ができる体制はできているのでしょうか。

例えば150人体制に早くして、あと足りない部分を再任用の方で補うということになれば、非常に人件費というものが削減できるのではないかというふうに思います。

次に、適正化計画を見ますと、今後10年のうちに59人の退職者が出るということになりますけれども、これについてはどのように考えていかれますか、御答弁をお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

岡本議員の職員定数についての質問にお答えをいたします。

資料が行っておりますので、よく数字ではっきりとわかるかと思えますけれども、私、平成19

年の4月に町長になりましたので、19年度採用というのは前柳川町長がおやりになったと。20年度から私の採用したものと。20年度に採用されたものは19年度の試験をして、私が面接をしたという形での職員であります。数値的に明らかにペースダウンしていると思います。

今目標としているのは、退職者に対して1名減ぐらいの採用をここ何年か続けていきたいと思えます。理由が二つございます。一つは、今59人という数字が出ましたけど、平成26年退職者、昭和29年生まれ、岡本議員の同級生になるわけですが、この職員が御嵩町には11人おります。勸奨もあるかもしれませんが、少なくともこの11人やめたときに11人仮に補ったとしても、戦力ダウンが確実ですので、今からその準備をし、平成26年度退職組に11人出たとしても、少なくともその時点でも五、六人の採用にしていきたい。当然、前年度ぐらいから嘱託職員も補充した上で対応しないと、業務の遂行上問題が出てくると考えております。

これは、職員の定数の削減というのは漢方薬みたいなもので、即やめてもらうというわけには、民間企業のようなわけにはいきませんので、そうした長い目で見た計画を立てた上で、私自身、職員数については考えているつもりです。

そういう意味では、27年度には確実にこれまでの数からいくと、一気に1年間五、六人減るということになりますけど、それまでは一人一人マイナスという状況で行きたいと。

2点目が、地方分権の事務移譲があります。以前も説明させていただきましたように、県からの事務が693事務が移譲されます。既に202事務が移譲された状態にあります。今後、491事務が御嵩町に事務移譲されてきますので、それを受けていかなければいけないという体制づくりが必要になってきます。そういう意味で、定数削減の極度の変化をもたらしてしまいますと、業務上大変な状況になってきてしまうと。軽微なものから今事務移譲は行われておりますので、これからかなり人が要るような事務が御嵩町に移譲されてくるという考え方でおります。

すべて、これは県のベースで、この事業に対しては0.何人とか、そういうことも示したり、それをもとに県の方から財源の方も来ますので、この財源は満足いく数字ではありませんけど、多少の県からの支出も受けた上での事務移譲であります。

簡単に言いますと、パスポート、今でも御嵩町発給ということはやろうと思えばできるんですよね。それについては、何人かの職員の研修も必要になります。20年度調べましたら、パスポートを御嵩町民は542人とおられます。平日平均2人とっておられる。それ以上ですね。とすると、それにかかる時間というものがどれだけ必要かということになってくるわけですけど、専門に1人置くわけにもいかない。ただ、全く今の業務の中に盛り込ませてしまうわけにもいかないという非常に微妙なところですので、日々雇用、嘱託職員等々もあわせて、そうした対応ができるものはしていきたいというふうに考えております。

嘱託、日々雇用職員等々についても、住民の皆さんとか、要望をお聞きしながら入れておる

わけですけれども、現在、御嵩町は日々雇用で学校の補助教諭、既に15人になっております。これは県下を見ていただいてもかなり多い部類に入ると思います。当然、財政的にそういう部分も手当てをしていかなければいけません。優先順位として、そういう形で必要と思われる部分は削ってはいけないということは思っておりますので、そういう点についての財政運営はぜひ議会には御理解をいただきたいと思っております。

次に、再任用についてですが、私は議員の当時からウエルカムです。新人とか日々雇用、嘱託職員を求めたとしても、即戦力ですから、再任用というのは一番いいと思っております。特に年度末、1月過ぎから3月まで、アルバイトで来ていただけるようなOBがいると本当にありがたいと思うんですが、OBに聞いてみました。まず一つ、勸奨でやめたような職員が再任用を希望するはずがない。勸奨というのは、年数を残してやめていくわけですから、そんなことをするなら、そのまま役場に残るんだと、これは当たり前のことだと思います。正式に定年を迎えた職員ということになってくると思いますが、対象は。ただ、それでももうどうもくたくたになってやめるようですので、あんまり積極的に再任用を希望しないというのが今の流れかと思えます。ただ、今後年金制度もありますので、多少でも稼いできなさいと奥さんに言われますと、ひょっとすると再任用を希望する方が出てくるかもしれない。私自身は、これまで一人もごさいませんでしたけど、再任用を希望されるのであれば、十分相談に乗るつもりであります。

実は無水道の方に取りかかるときに水野参事が定年を迎えておりましたので、一つだけのテーマで水野参事に残ってくれないかというような話をするべきかなということも思っておりましたけれども、彼にいい話がありましたので、そちらに行かれたというのが現実ですので、職員の意識改革の中に即戦力として、今までは仕事としてやってきたと。これからは半分ボランティア精神で安く町のために尽くしてみようというような思いを持っていただけるような職員にしていかなければということが非常に大きなテーマとしてあると思っておりますので、今後の課題。また、議会の方からも、定年退職をこたしも迎える職員がおりますので、再任用について、その重要性とか、町にとってのありがたさというものをしっかりと述べていただけるとありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（鈴木元八君）

山田総務部長。

総務部長（山田儀雄君）

それでは、私からは岡本議員の方から資料要求がありました資料について御説明申し上げます。

資料つづりその2の6ページをごらんいただきたいと思っております。

初めに人件費、職員数の推移でありますけれども、平成18年度から平成20年度までは決算数値でありまして、平成21年度は決算の見込みで載せてございます。この職員数と人件費には、町長、副町長、教育長の3人の方も入っております。

平成18年度を見ていただきますと、職員数が175人でありまして、合計額13億9,817万5,000円、21年度のところを見ていただきますと、職員数が167人、人件費の合計が13億3,841万3,000円、18年度と比べてみますと、職員数で8人の減、人件費で5,976万2,000円の削減であります。

次に、その下の欄でありますけれども、嘱託員、報酬の欄でございますが、平成18年度には48人の嘱託員、報酬の合計額につきましては7,401万6,000円であります。平成19年度でありますけれども、ここで職員数53人となっておりますが、この19年度、出張所の嘱託化によりまして職員数がふえております。53人となっております、21年度をちょっと見ていただきますと、20年度の53人から37名になっておりますけれども、これは給食センターの民間への委託による職員の減であります。ただ、単純には比較はできませんけれども、平成19年度と比べてみますと、職員数で11人、報酬で1,675万3,000円の減額であります。

次に、その下の欄でありますけれども、日々雇用職員等賃金でありますけれども、平成18年度は195人で、合計額が1億1,694万2,000円、平成20年度からは御嵩保育園の民営化によりまして職員数が173人であり、前年より20名ほど減となっております。平成21年度の178名につきましては、定額給付金や今回の緊急雇用によりまして職員数がふえております。平成18年度と比べてみますと、日々雇用の職員数では17名の減員でありますけれども、賃金の合計では反対に1,649万円の増額となっております。

一番下の欄の人件費の合計欄を見ていただきますと、人件費関係で6,002万5,000円が削減の見込みであります。

次に、下の欄になりますけれども、御嵩町の定員適正化計画の実績であります。22年度以降は見込みとなっておりますけれども、平成19年度実績欄、4月1日の職員数は、一番下の合計の欄になりますけれども、166人となっております、平成22年度見込み欄では162人となっております、来年度の定年退職者が6名でありまして、採用予定が4名を見込んでおりまして、平成23年の4月1日では職員数が160人とするものでありまして、これは定員適正化計画でありますけれども、平成23年までの5年間に160人以内とするということでありまして、これを達成できる見込みであります。

合計欄の3月31日定年退職者数等というところがございまして、平成19年度から21年度までに19名の方が退職されておりますけれども、その内訳は、定年退職が9名、退職勧奨制度と都合により退職者が10名でありまして、ここ数年を見ますと、定年退職だけでなく、退職勧

奨制度による退職者も多いように思われます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

一つだけ再質問をいたします。

再任用制度についてなんですが、町長はくたくたになっていて再任用を希望するはずがないということを御答弁されておりましたが、今とこれから先というのは、年金のもらえる年齢というのが65歳にならないと全くもらえないという年金の空白期間ができてくるという時代をこれから迎えるので、そうなると思えばいいと思いますが、そうでない方はどこかで仕事をしないとということもこれから大いにあり得ることなので、そういった場合に体制はできているか否かということだけをお答えいただきたいと思います。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

絶対あり得ないということは言った覚えがないんですが、絶対あり得ないだろうというのは、勧奨といって、年数を残してやめた職員が再任用を希望するはずがないでしょうという、これはやめた職員に聞いてみた話です。私もそう思います。ただ、定年を迎えた職員が再任用にこたえていただけるかどうかについては、これもその方の判断ですので、私の方ではウエルカムですよという話は、私、議員のときから言っています。ですから、変に聞き違いをなされないように、私は積極的にやれば戦力ダウンというのを最小限に踏みとどめることができると思っていますので、年金制度等々についても、改革されていくといただける年がだんだん追いつかないように、年齢を重ねていかなきゃいけなくなってしまう。そういう経済的な部分も考えれば、今後可能性が出てくるやもしれないと。そういうときにきちっと、公務員の国の基準もありますので、再任用制度というのは十分取り入れていくという答弁をしましたので、よろしくお願いいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

ここで議長の方から告げておきますが、残り時間11分少しでありますので、その間をお願いいたします。

7番（岡本隆子君）

最後の質問をいたします。COP10についてであります。

生物多様性条約は、191ヵ国もの国が参加している大規模な国際条約です。この条約の目的達成に向けた取り組みを議論するために、2年に1度、締約国の代表が集まる国際会議が開かれています。これを生物多様性条約締約国会議（COP）と呼び、会議の回数がCOPの後にあらわされます。次回の10回目の締約国会議はCOP10で、ことし10月に名古屋市で開催されるわけです。

それがどんなに素晴らしいことなのか。2年前、ドイツのボンで開催されました第9回締約国会議では、各国政府、NGO、先住民、研究者、企業、メディアなど約7,000人がボンに集まったわけです。日本の政府からは、環境省だけでなく、外務省、経済産業省、農水省、厚生労働省、国土交通省、林野庁、水産庁、特許庁など、非常に多分野の政府代表者が出席をしています。ことし、それが名古屋で開催されるに当たり、いろいろなプロジェクトや活動が日本じゅうで行われています。

名古屋市の環境大学では、御嵩町をしばしば訪れているある人は、COP10の際、エクスカージョン（遠足）を企画し、御嵩にいろんな人を案内したいということをおっしゃっていました。

御嵩町では、平成14年3月に環境憲法とも言うべき御嵩町環境基本条例を制定し、その前文で、21世紀を環境の世紀として位置づけ、町、事業者、町民が一体となって、それぞれの立場で環境保護に最優先で取り組むことを宣言いたしました。その施策の一環として、町内に生息・育成する野生生物種について、絶滅の危険性の程度を明らかにし、生物多様性を確保するための基礎資料となる御嵩町版レッドデータブックを発刊しています。

そこで質問に入ります。

県内では、御嵩町はいち早くレッドデータブックをつくっているのですから、COP10に合わせて生物多様性御嵩町計画なるものを提案し、情報発信をしていくべきではありませんか。

名古屋市の環境大学は、ことし1年、御嵩町をフィールドにして行われたわけですが、愛知県内の方々に大変好評だったと伺っています。来年度も引き続きこれを開催したらいかがでしょうか。電車で来てくださる方もきっとふえるかと思います。

三つ目に、平成15年度に3,300万円を費やしてつくった送木のビオトープは、ビオトープとしての役割を果たしているのでしょうか。現在はどこが管理して、どのように活用されているのでしょうか。

四つ目、最後です。環境フェアは、ことしはインフルエンザのためという理由で、いち早く中止となりました。昨年からは、ことしの環境フェアはタイムリーな生物多様性をテーマに扱ったらどうかという意見が出ておりましたが、非常に残念な思いです。駅前のことしオープンさ

れるイベントの際、駅前のテントでレッドデータ調査の展示が計画されているというふうに伺いましたが、そのときに生物多様性をテーマにした講演会や、関連した取り組みをすべきではないでしょうか。今からでも遅くはありません。ぜひ前向きな御答弁をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（鈴木元八君）

堀まちづくり担当参事。

まちづくり担当参事（堀 智考君）

私からは、岡本議員の3点の質問についてお答えさせていただきます。

まず第1点、COP10に向けての情報発信につきましては、岡本議員御指摘のとおり、10月には約8,000人ほどの方々が来名される一大イベントが開催されております。

こうした状況の中、御嵩町におきましては、現在、把握している情報でございますが、特に岐阜県内において野生生物の保護条例を制定している団体は、岐阜市、御嵩町、輪之内町の3団体、特にレッドデータブックを制定している市町村は、御嵩町が唯一でございます。そうした意味で生物の多様性を確保する先進的な取り組みをしている団体であるというふうに認識しております。このため、COP10開催に合わせて、先進地であります御嵩町から情報発信していくことは非常に大事なことだというふうに認識しております。

岡本議員からは、生物多様性計画の御提案をいただいておりますが、この計画は20年度に国の方で成立しております生物多様性基本計画に基づく地域計画ということで、地方自治体の方に策定の努力規定が設けられているものでございます。しかし、近隣では、現在のところ名古屋市、愛知県で策定されておるばかりでありまして、東海3県においてはまだまだ作成されていない状況でございます。

こうした状況のもと、御嵩町といたしましては、まず第1に、平成17年度に策定しました環境基本計画がございますが、その中で重点エコプロジェクトということで、野生生物の保全プロジェクトに取り組んでおりますが、来年度といたしましては、まずこの環境基本計画の内容の見直しを進めるとともに、その中で野生生物の保全と生物の多様性を確保する施策の充実を検討してまいりたいというふうに考えております。

このため、特にCOP10開催に合わせた情報発信の仕組みといたしましては、生物多様性をPRするイベントや講座を企画開催する一方、これらの事業をCOP10のパートナーシップ事業として登録させていただき、その名称やシンボルマークを使用しながら広く情報発信していきたいというふうに考えております。

続きまして、名古屋環境大学の継続についてお答えいたします。

名古屋環境大学は、名古屋市の方が平成17年3月から開校された新たな環境学習場づくりの

ことをございまして、名古屋市と環境モデル都市の関係で連携の話がございまして、そのときに提案されたということがきっかけとなっております。

御嵩町で開催させていただいている目的といたしましては、名古屋市民が御嵩町の豊かな自然や歴史を理解していただくということばかりではなく、町内で活躍されている団体の方々に新たな活躍の機会を提供したり、あるいは名古屋市民との交流により活性化を図ることが目的、それからさらに名鉄利用促進ということで開催しております。

講座としては、昨年5月からことしの2月まで8回開催しております、うち町内では7回、延べ8日間開催しております。その中の内容としましては、体験活動、間伐や炭焼き、キノコ栽培などの体験講座、それから野生生物自然観察会等の学習講座が7回開催され、参加者は延べ69名、実質34名、事務局を含めると137名の方が参加されております。

なお、この事業は名古屋市民へのPR、あるいは活動促進、それから民間主体の方が好ましいという理由がございまして、当町をフィールドと活躍されていますNPO法人みたけ・500万人木曾川水トラストに事業の実施をお願いしながら、NPO法人と町、地元団体の協働により開催してきております。

さて、岡本議員の御指摘のとおり、継続的な開催というふうなことも検討しておりましたが、その中心的役割を果たしていただきましたNPO法人側から、上下流域の住民交流としては成功いたしました。しかしながら、御嵩までの交通費用の負担や環境大学の講座メニューが多過ぎるなどの理由により、名古屋市民の講座参加が少なかったということと、また来年度はCOP10の関係で外国人等を当町へ案内する新たな企画を計画しております、ひとまず来年度事業の継続は見合わせたいとの文書をいただいております。このため、御嵩町としては、NPO法人からの具体的な事業提案や協力連携の話が出てきた場合、積極的な支援をしていきたいと考えている一方、町といたしましては、地元団体とも連携しながら、先ほど述べましたCOP10関連イベント等を開催してまいりたいというふうに考えております。

それから、最後に町施設のオープニング等に合わせて開催されるイベント時に生物多様性の講演会等を開催してはどうかという質問についてお答えさせていただきます。

オープニング開催時に生物の多様性をPRするコーナーを設置したり、先ほど申し上げましたCOP10パートナーシップ事業として登録、PRしていくということを考えております。しかし、想定しておりますオープニングの期日については、それぞれの施設が終日活用される予定でございまして、新たな企画については参加者の方々が分散してしまうや、あるいはスタッフの配置の問題もあり、現時点ではなかなか対応ができない状況にございますので、先ほど申しましたように、COP10開催に合わせて、生物多様性をテーマとする新たなイベント講座を別の日等に企画開催していく予定でございまして、例えばでございますが、写真展や講演

会、自然体験ツアーなど企画して開催してまいりたいと思いますので、御理解、御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（鈴木元八君）

鈴木建設部長。

建設部長（鈴木正人君）

それでは、私の方からビオトープについての質問にお答えさせていただきます。

この送木地内のビオトープでございます。御指摘のとおり平成15年に河川改修にちなんで、地域に生息する貴重な動植物の保護と環境学習を目的に、地域の皆様に御理解をいただき、団体、個人の方が自由に見学できる野外自然観賞活動の場として整備した施設であります。

活用状況につきましては、実際にどの程度利用されているか、把握はしておりませんが、学習の場として役割は果たしているのではないかと考えております。

今後につきましても、自然観察、また環境教育の場として一層活用していただくために、自然保護も考慮に入れた手法を検討してまいりたいと思ひます。

また、管理についてであります。管理は町で行っておりますが、ただ維持管理についてあります。これまでは職員によって除草などの清掃作業を行ってきております。今年度からは、町が認定しております労働サポーターの方にも御協力いただきまして、年2回ほどの除草作業などを行っているような状況でございます。

しかし、ビオトープとしてより自然な形で多様な自然生物の保護や復活を考えていく上で、除草作業などの維持管理にも慎重を期する必要がありますし、また手間もかかる作業でもあります。管理方法についても今後の課題としてとらえていきたいと考えております。

また、この施設は送木地域の一部の排水が流入する重要な排水施設でもあります。また、下流域の農業用水としても利用されております。地域にとっては重要な水系の一つでもあります。観察するに当たっては、利水施設であることも認識していただきまして、ビオトープを踏み荒らすことなく、野外自然観賞活動の場として活用していただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。お願ひします。

〔7番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

一つだけ再質問をさせていただきます。

議長（鈴木元八君）

時間がありませんので、先ほど言いましたように、時間を守っていただきたいと思ひますの

で、あなたの再質問は切らせていただきます。

7 番（岡本隆子君）

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。再開は11時20分に再開をいたします。よろしく申し上げます。

午前11時10分 休憩

午前11時22分 再開

議長（鈴木元八君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

続きまして、9 番 佐谷時繁君。

9 番（佐谷時繁君）

議長からお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

地球温暖化防止と活気ある御嵩の町をということであります。

私は、以前の町長のときに、シンク・グローバリー・アクト・ローカリーということを申し上げました。足元から行動を起こし、地球的規模で物を考えましようということでも申し上げました。それはたしか生ごみの堆肥化のときだったと思っていますけれども、今まさにその時代が来たかなあというふうに思っております。

地球が限りなく温暖化が進行しているということは、これはもうマスコミ等々で報道されておりますし、事実だというふうに思っております。政府が、温室効果ガス削減目標を1990年度比25%減、これは前提の条件がついてはいますが、方針を決定をいたしました。この方針に基づきまして、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金制度を2010年度から設けるといことも、最近新聞報道でなされております。

そこで、我が御嵩町といたしましても、その第一歩として、学校、保育所等々公共施設に太陽光発電パネルを設置し、いわゆる自然エネルギーの積極的な活用をした政策を通じて、将来大きな問題になるであろう地球温暖化に少しでも歯どめをかけるというようなことが、今求められていると思っております。現在ある学校、あるいはその他公共施設に太陽光発電パネルの設置については、施設の形状等いろんな問題があつて、なかなかこの学校に、あるいはこの保育所に即つけましようということについては、物理的にも、あるいは予算の面でもすぐというわけにはなかなかいかないんじゃないかなというふうには理解をしておりますけれども、国の補助金制度の活用、あるいは町独自の補助制度を設ける等々して、何とかこのことについて一

歩も二歩も前進するということが、今私どもに求められているのではないかなあというふうに思っております。

一例ですけれども、たまたま私パソコンで調べましたところ、太陽光パネルの設置について積極的に補助金制度を設けているということが、例えば京都府福知山市、あるいは舞鶴市、それから小さな町ですが井手町というところが行動を起こしているというのが毎日新聞等々に載っております。そういう時代になったんだなあということを思っています。確かに前町長のときから「21世紀は環境の世紀だ」ということを言うておられましたし、私どももそのような認識の上に立ってずっとやってきたつもりであります。

資料をお願いしたんですが、なかなかこの資料については難しいというお話でした。いろいろなケースがありますし、今確実にこの資料をとすることはないということで、私にも連絡がありましたので、それはそれとしてやむを得んなあということで了解をいたしましたけれども、御嵩町の中でできることを積極的に一步、二歩踏み込んでいただきたいというのが私の切なる思いであります。このことについて、町長に答弁を求めたいと思います。

それから、町の公共施設。これは学校・保育所・公園等ということで出しておりますけれども、芝生を張って、子供や地域の皆さんに利用していただくと、そのメリットを共有するというので、何とかその政策をやってもらえんのだろうかということでもあります。このことについて、教育長にちらっと立ち話ですけれどもお話をしましたところ、大変これは難しいということで、県下でも、それを実施されたところがあるようですけれども、なかなかうまくいかないので中止、あるいははがしたというような話を聞かせていただきました。

以前に大沢議員が、このことについて当時の只腰教育長に質問をされたのを記憶しておりますが、ありていに言うと大変消極的な答弁だったかなあというのが私の印象です。それからかなりの年月がたちました。そういう中で、現実には積極的に動いているところがあります。一つは、必要であればまた皆さんに見ていただきたいんですが、今話題になっております鳥取方式というものであります。これは、たしかニュージーランドのコンサルティングの先生が、積極的に各校を回り、説得し、実際に行動を起こし、その成果が顕著にあらわれているということが新聞でも報道されましたし、それからテレビでも、30分の特集だったと思いますけれども、私も見せていただきました。

ここに当時の、これは毎日新聞だったと思いますが、このように気楽に、ちょっと執行部の皆さんもぜひ見ていただきたいんですが、現状はということで、いろんなことが書かれております。これも続編というか、全部出ていた記事であります。「地域活性生む機会にしたい」ということであります。ここにも校庭で遊ぶ児童ということで、これはだしなんですね。これテレビでもやりました。ですから、こういうことがかなり浸透してきているというのが現実だと

思います。

それから、これは東京都であります。あの大きな東京都でも、こういうことを積極的に進めていこうということで予算化して取り組んでおります。

物事には、必ず日の当たるところがあれば、負の部分も出てくるというのが常でありまして、このことについてもデメリットというのもしっかりにあると思います。それじゃあだれが管理するのかという問題ですね。非常に成長が早いものですから、管理に手間がかかるということがあります。私は、ちょっと視点を変えてもらいたいと思っているのは、管理が難しいというのがデメリットでありますけれども、それをメリットとしてとらえることはできないかということを考えてときに、まさに三位一体といいますか、地域の方々に力添えをいただき、積極的に協力していただく、そこに学校もかかわり、行政も何らかのサポートをするというようなことで、維持・管理をするということが大事なんではないかなあというふうに思っています。

なかなか全国的な広がりはまだないというのが事実だと思っています。数字もここに出ておりますが、一つ一つ述べるわけにはいきませんが、牛歩のごとくゆっくりだとは思いますが、ここへ来てかなり速度が速まっている。皆さん御案内だと思いますけれども、ヨーロッパ、アメリカは、ほとんど学校は芝生です。私どもが芝生というと、イメージするとゴルフ場の芝生を皆さん思うのではないかなあと思いますが、あんなきれいな芝生じゃなくていいんですよ。雑草が生えても結構というようなことで、ただそれを刈り込むということが非常に大事なんですけれども、そういうことを小まめにやることによって地域との連携が図れるのではないかということでもあります。

ぜひこれは、いろんな障害もあると思います。私が今申し上げた以外にでもいろんな問題があると思いますけれども、まず一步踏み出すということが大事だと私はいつも思っています。私、よく比喻として申し上げるんですが、まず見事に泳ごうと思うと、プールの横に立って考えてばかりおっても全然だめなんです。準備を周到にすれば水に入ることが大事だと思っています。一步踏み出すということですね。そこでいろんな問題が出れば、それを一つずつクリアしていくということが、地球温暖化防止というようなことにもつながり、ひいては町の活性化、元気のある御嵩ということになるのではないかと、これは私なりに確信をしております。ぜひこのような観点から、これは町長が御答弁をいただけるということでもありますけれども、前向きという言葉は私あまり好きじゃないんですが、前向きに御答弁をいただけたらというふうに思います。

ちなみに、くどいようで申しわけありませんが、芝生の効用ということがここに載っているんですね。実際やられたところが効用としてあるということなんです。砂ぼこりが抑制されたとか、それから外で遊ぶ子供の増加が著しくと、それから安全性が向上したと。それから、

自然環境学習の場がふえて子供の精神面へのプラス効果と。それから、こういうふうには地域の方に参加をしていただくということで、地域コミュニティーが醸成されたということも出ております。それから、これまたおもしろいデータだったなあと、前後しまして恐縮ですが、運動会とか身体調査をしたところ、著しく早くなっているんですね。ちらっと読ませていただきます。鳥取市内の小学校5年男女の50メートル走の記録であります、土の校庭で8秒8だった男子は芝生広場で7秒75、それから女子は9秒1が7秒85になったということが、これは全国紙でありますけれども、新聞に効果として載っているわけです。ですから、このようなことも考えたときに、いろいろ難しい問題はあると思いますが、まず一歩踏み出していただきたいというのが2番目の質問であります。

一つは、太陽光パネルを公共施設に設置していただいて、地球温暖化に対して一歩我々も踏み込むということ。それと同時に、町の公共施設等に芝生等を張ることによって、これまた地球温暖化等に、あるいは地域コミュニティーのさらなる発展ということで、何とか町の方でやっていただければというのが私の今回の二つの質問であります。町長の答弁をいただきたいと思っております。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

佐谷議員の2点についての質問にお答えをいたします。

私、町長になりまして、ほかの自治体の取り組みというのをよく知る立場になりました。そうやってみますと、環境の町御嵩としては、施策というのは具体的なものがかなりおくれてしまったなあと感想を持ちました。お隣でやっておられるのに、御嵩町はまだやっていないとか、そういうものはいっぱいあります。そうした中で、環境モデル都市に手を挙げさせていただき、結果的には低炭素都市推進協議会の幹事ということになりましたけれど、これやゆして、目指すとか手柄をたてるというようなことを言うておられる方もありますけれど、そんな視点では考えていないと。そうこう言い出すと、議員さんが何か言えば、そういうつもりでやっているのかという話になりますので、決してそういうつもりで言っているわけではない。CO₂削減にどうやったら取り組めるのか、具体的に前向きになれるのかという一つのツールとして、手段として考えたということでもあります。

産廃問題もほぼ終結してきますと、環境、環境といっても具体的な目標を見失ってしまうという部分が出てくるのではないのかなあと、そういう意味では、新たな目標を設定することで、いい知恵が出てくるのではないのかなあと、進めてまいりました。

今回、緑の分権改革ということで1,300万の補正がなされておりますけれど、これは岐阜県

内では、市町の単位でいけば五つの自治体が指定されただけであります。これに県も加わっておりますので、合計6自治体ということになります。

少し紹介します。岐阜県の場合は、クリーンエネルギー全般のまとめ役として分権改革に取り組むと。中津川市では、新エネルギーのビジョン、温暖化防止の実行計画、市民との協働の小水力発電に取り組むとされております。美濃加茂市では、自立循環型の定住自立圏。定住自立圏というのは、またほかの機会にいろいろ論じていただきたいと思います。また、地域循環型のCO₂削減モデルと官民共同出資のファンドの設置。このファンドの設置については、御嵩町でも研究をしております。白川町は、木質バイオマス関連で木質ペレットのペレットストーブ、もう既に公共施設では44台入れておられるそうですが、これは充実させるという予定です。あとは御嵩町も取り組んでおります森林プロジェクト。岐阜市は、温暖化防止指針の策定、また委員会、実行委員計画の策定、そして平成16年度から取り組んでおられる太陽光発電設置の導入の促進を図るとされております。

この中の御嵩町は、皆さんに御報告、説明させていただいたとおりであります。当面御嵩町のCO₂削減の方針としては、自然エネルギーとしては太陽光。また、基本的なエネルギー、クリーンエネルギーとしては、間伐材等々のバイオエタノール化を目標にしていくと。吸収力については、成木の太くなってしまった木については非常に低くなっている。人間と同じで、年とってくれば、あまり物を食わない。成長過程のときに一番CO₂を吸収してくれますので、今後、間伐という概念を変えて、間伐は成木、太いものを切って、これも一つのビジネスモデルとして、その材を使った最終的にはエコ住宅のようなものに変えていきたいということは考えておりますけれど、基本的にはバイオエタノールをイメージしております。

産官学・住民で協働でビジネス化していくことが、太陽光パネルについても普及する土壤ができてくるのではないのかなあと考えております。3月25日に、商工会で太陽光パネル設置講習会、これは現場での仕事、いわゆるこう設置していくんだよというノウハウを某電機メーカーからいただいて、これを仕事としてやっていただけるような形にしていきたいと。今、施工業者というのは、そう数があるわけではありませんので、御嵩町民のそうした考え方の方々、商売をやっている方々が、そうした仕事を覚えられて、御嵩町で設置される場合には仕事としてやっていただけたらなあということは考えております。そういう意味で、要はビジネスとして成り立っていくことが大切ではないのかなあというふうに思っております。

先ほどの間伐材でのバイオエタノールについては、ゴルフ場であるとか、もちろん公用車も使っていきたいと。大量にできるような形になれば、でき得れば御嵩町の下流域の市バスを持っておられるようなところを買っていただくというような、最終的にはそういう形が望ましいのではないのか。また、買っていただいたら、それで間伐を促進していくという一つの循環型

の形成ができるのではないのかということを考えております。

小和沢への、いわゆる中間処理のような形で、勘ぐりもありますので、それも想定した上で、とりあえずは御嵩町は小規模の移動式というものを選択し、研究をさせていただいている。グルコース、キシロオリゴ糖、健康食品になりますが、それらとバイオエタノール、これはクリーンエネルギーと位置づけてまいりたいと思います。

数字的にいいますと、太陽光発電は、一般家庭用は大体3キロワットから4キロワットぐらい必要とされております。目安として1キロワット約70万円という数字が出てきます。この70万円については、ある主のメーカー小売希望価格ですので、そこからどう交渉されて安くなっていくかというのは、基本的にはユーザーの交渉力次第かなあということを思っておりますけど、行く行くはそうした助成制度も考えなければいけないのかなあというイメージはありますけれど、今、国の方の施策でも補助金が一時ストップしてなくなっている制度がありましたけれど、これが出てくるようになりましたので、また価格も安くなっていく、能力も高くなっていくということで、いわゆる償却期間と売値とのバランスがとれつつありますので、そうなってくれば普及どんどんしていくであろうというふうに思っております。

公共施設には、今後そうした財源が求めることができるのなら、すべての公共施設には設置を考えていきたいというふうに思っております。一般家庭に対してはその啓蒙をしていくという立場にあるのかなあというふうに思います。

次に、芝生化についてお答えをいたします。

これは、私積極的に取り組みたいなあというふうに思っておりましたが、先ほどおくれといいましたけど、実際にもう美濃加茂市、可児市でやってみえるんですね。可児市は桜ヶ丘でやっておられます。実はそのあたりで一番問題になるのは、議員がおっしゃったように維持管理の方であります。可児市の場合は30周年記念ということで実行委員会をおやりになって、現在はPTAが主となって、お話を聞きますと、トラックの外周を芝生化したという説明を受けておりますけれど、そういう形でやっておられると。多分、各施設の施設長とか総括している担当者にこれを進めようという話をして、あまり積極的にはならないというのが維持管理の問題であります。芝生化ですと、ほぼ1平米1,000円くらいでできるんですけど、維持管理が毎年同じように必要になってくると。ですから、ある意味では地域の方々、PTAの方々、また当然先生方もそうですけど、地域やPTAの方々がその気になっていただくことが、実現に向けての一番早い方法かなあと思っております。

例えば、ぽっぽかんを芝生化した場合、年間130万から140万維持管理費が、肥料も入れてそんな数字がとりあえず計算としては出ております。大変な維持管理になってくるわけで、それだけの労力を職員にやらせるというのも、ちょっと不可能な気がしますので、その部分につい

てしっかりと先行きを考えていきたいと考えております。

現在、御嵩町ではぼっぼかんの西側、そして残り物とっては失礼なんですけど、500ポット手に入れまして、あゆみ館にも植えてありますけれど、芝ではなくイワダレソウというものを植えております。昨年10月、寒くなってからということでしたので、あまり伸びてはいないようですけど、この春からは特に横に伸びていく、上にはあまり伸びていかないという性質のもので、芝よりも発育が早いということで、発育が早ければCO₂削減率が高くなってくる、吸収率が高いということになってきますので、今500円で200ポット手に入れて、とりあえずは職員と、母べえの皆さんと、そして利用者で植えていただきましたので、この春からどのような状況になっていくかをぜひ注目していきたいというふうに思います。

このイワダレソウというのは、バイオエタノールにするにも非常に早く変化するという話も受けていますので、ぜひこの推移を見ながら、今後それを中心的にやっていきたいと。芝生を望まれるのであれば芝生でもいいかと思えますけれど、どちらにしましても、やはり維持管理という考え方からいきますと、PTA及び地域の方々に依存ということになってきますので、その点を制度設計しないと、ただ植えただけに終わってしまって、めくらなきやいけないという状況に陥るかもしれませんので、そのあたりをきちっと精査した上で、積極的に前向きに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

[9番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

佐谷時繁君。

9番（佐谷時繁君）

結構予算も絡んできますし、既存の設備、1番の公共施設に太陽光発電ということなんですけど、なかなか難しい問題もあるというふうに私なりに理解はしております。例えば、駅前なんかの今度新しくつくる施設については、新規ということで工事も平行してやれるということでもありますから、こちらの予算の腹づもりでゴーができるんですけども、今ある施設に積極的になるということになってくると、物理的な問題もひっくるめて難しいなあと思っています。ただ、そのようなことも乗り越えるというような強い意志を持って今後のことも取り組んでいただきたいというのが、私の要望であります。

それから、あゆみ館の隣接するところに芝生ではなくてイワダレソウと言われ、私、毎日あそこを通っていますので目にしています。周りが非常に枯れた茶色っぽい色ですが、あの一面だけは結構青々としているなということを確認はしております。決して私は芝生というものにこだわっているつもりはありませんので、その辺のところは、これからいろんな角度から検証しながら、この町に予算もひっくるめて適当なものが出てくればいいなあと思っています。

それから、ぜひお願いをしたいなあと思っていますのは、こういう施設、今一部写真をお見せしましたけれども、現場をできれば見ていただきたいと思っています。これは担当、例えば堀参事は結構積極的かなあと私は勝手に思っていますが、ぜひ現場を見ていただいて、生の声を聞いていただいて、はだしでそのの上を走ってもらえたら、実感としてよくわかるのではなかなあと思っていますんで、その辺のことについて、もし異議ありやということであれば、町長でも結構ですし、堀参事の方から一回現場を見たいなああと、あるいは見ていこうかというような意思があれば、御回答を願いたいと思いますが。

議長（鈴木元八君）

まちづくり担当参事 堀参事。

まちづくり担当参事（堀 智考君）

突然の質問でございましたもんで、回答をちょっと用意しておりませんのであれですが、先ほど町長の方から話しましたように、芝の状況、あるいは緑化という意味では、CO₂の吸収源という意味でも非常に有効だというふうに考えておりますし、それから佐谷議員御指摘のとおり、先進的な取り組みをされている先進自治体は結構たくさん導入されているところもございますので、議員御指摘のように、今後参考になるかと思っておりますので、ぜひ町長含めて視察をしながらも、積極的な導入に向けて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

[9 番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

佐谷時繁君。

9 番（佐谷時繁君）

以上で終わります。

2 件ですけれども、よく言われている、ぜひ前向きに検討をいただきたいと思っております。終わります。

議長（鈴木元八君）

これで佐谷時繁君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時の再開を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

午前11時52分 休憩

午後 1 時00分 再開

議長（鈴木元八君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

続きまして、1番 伊崎公介君。

一問一答方式でお願いをいたします。

1番（伊崎公介君）

それでは、お許しをいただきましたので、私から2点質問させていただきます。

関連あることなのですが、一つは、御嵩町の文化財のデータファイル化と、それに伴うデータベース化ということと、もう一点、御嵩町のホームページの改善を望むということで、2点質問させていただきます。

この2点とも、午前中には、まちづくりとかデマンドバスとか、そういう質問がありましたが、そういうこととも関係ある、まちづくりの一端ではないかと思ひまして、質問させていただきます。

それでは、まず第1点、御嵩町の文化財のデータファイル化と、それに伴うデータベース化ということで質問させていただきます。

御嵩町は近隣の市町村から見ても歴史ある町だと言われておりますが、それは、町民が我が町は歴史ある町であるという何ら差し支えないと思ひます。古くは東山道が通っており、その宿駅は今もその名を残している上之郷地区の宿ではないかと言われており、江戸時代からは中山道が敷かれて、その宿場が2カ所あり、そのうちで御嵩宿については、中山道が敷かれると同時に設けられたという歴史ある町でもあります。

ところが残念なことに、言い伝えられはしていても、実際にその文献等が散逸してしまっていて、はっきりしたことがわからないというようなことも数多くあるように感じております。これから頒布される書物・文献等は、デジタルデータとして保存されていくと思ひますし、最近のものについてはそういう措置もなされていると思ひます。

ところで、この文化財についてですけれども、現物の所蔵ということももちろん大切なことであるのですが、こういう文化財のデジタルデータ化されているものがちょっと少ないのではないかと思われるのですが、そのところで、そういうものがデジタルデータ化されてデータベース化されておれば、学校教育、あるいは社会教育の教材として利用価値も大いにあると思ひますし、これはだれでもというわけにはいかない、ある程度の枠は設けなきゃいけないのですが、ホームページ上からダウンロードできるとか、そういう措置もできると思ひます。そうならば、この歴史ある御嵩町の文化財というものが、もう少し広く注目を集めるのではないかとと思われるのですが、ダウンロードに際しては会員制にするとかいう措置をとって、だれでもかれでもというわけにはいかないようにした方がいいと思ひますが、そこで、平成18年度に出された歴史の道中山道保存整備事業報告書というのがありますが、これにはこういうCD-

ROMも附属されていて、文章的にも非常に風格がある文章で、読みごたえを感じさせていただきました。こういう形で本当に文化財が保存されているということであれば、後々非常に利用価値があると思います。これをもう少し有効に公開できるような方法を考えていただけたらと思わずにはいられないわけです。

もう一つ、文化財に関することでちょっと気になったことなんですが、願興寺には大般若経というものが所蔵されていますが、これは古来より所蔵されていたと聞いていますが、たしか室町期に修補されて、桃山期、戦国時代に武田勢が攻めてきたときの兵火から、この愚溪寺の僧たちが必死で守り抜いたという貴重な文化財であると思うんですが、それが祈祷等で実際に利用されているという恐ろしい話を聞いたわけなんです。そういうときにも、デジタルデータとして保存されておけば、まだ何とかかなと思うんですが、これが散逸してしまうというような状態になってしまう、あるいは喪失してしまうということになると、これは非常に恐ろしいことだと感じたわけなんです。

この文化財のデジタルファイル化とデータベース化ということで、私なりにどう感じたのかということをお話させていただきますが、御嵩町のウェブサイト、御嵩見聞録というのですが、これにみたけ館所蔵品と。これは直接文化財ということではないと思いますが、所蔵品の検索サイトが設けられていると。残念ながら、ちょっと使わせていただいたんですが、非常に使いにくいと。まず分類別で検索していくと、「検索条件に当てはまるデータは存在しません」というのが半分以上、特に後半部分では、ほとんどこれが表示されてきてしまうと。それから、検索できたとしても、いつごろのどういうものかという説明もほとんどないと。もしも記述する必要がないと感ぜられるんなら、これは公開する必要もないんじゃないかというように思いますが、ここのところ早急に整理していただきたいなあと思うわけです。

それから2番目に、写真に撮れるものはできるだけ多くデジタルデータ化していただきたいと。そうすれば、ここに載せるようなものも、もっともつふえてくるように思います。御嵩町には数多くの歴史資産が存在すると思います。これも埋もれさせておくだけでは非常にもったいないと思いますし、先ほど申し上げた願興寺の大般若経についても、何らか本当に損傷を受けるとか、あるいは喪失するというようなことになれば、御嵩町の大損失になると思います。また、火災という心配も当然起きてくると思います。現存する文化財というのももちろん大切にしてもらわなければならないんですが、喪失したときに備えることも必要だと思います。また、これから御嵩町でも御嵩町独自の出版物なんかが出版されることと思いますが、これも貴重な資料になると思います。そういったものもPDFファイル化するとか、そういうことで残していただきたい。それから、以前からある御嵩町史、そういったものについても、早急にはと言いませんが、徐々にでもこれをデジタルデータ化して残していただく。そうしたも

のをすべて集めて、きちっとしたデータベース化していただきたいなあと思うわけです。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鈴木元八君）

加藤教育担当参事。

教育担当参事（加藤保郎君）

それでは、伊崎議員の御質問にお答えします。

多くの貴重な文化財を系統立てて活用するためのデータベース化についてお答えします。

現在、中山道みたけ館の郷土館部門で収集したり、町内外の個人、団体から寄贈、寄託をしていただいたりした貴重な資料につきまして、収蔵品としてパソコン上でのデータベース化を継続実施し、整理がついたものの一部を、町のホームページの中の、議員の言われますみたけ館収蔵品で公開をしております。

しかしながら、これらにつきましては部門もばらばらなところにある上に、目的を持って探すことが非常に困難な状況となっております。さらに、町として、これまで紙を主体とした方法での文化財や歴史情報の提供として、昭和55年発行の「御嵩町の文化財」、昭和51年から編さんに着手してきました「御嵩町史」、平成15年発行の「御嵩町の文化遺産」などがありますが、議員の質問にありますように、文化財についてまとまった形でデータベース化した方法で紹介したものはございません。また、御嵩町内に存在する国、県、町指定の文化財について、住民の皆様にはわかりやすく情報を提供する状況にはなっておりません。郷土館で保有する資料は、現在膨大な数であります。一気にその作業に着手することにつきましては、現段階では申し上げられませんが、今後も引き続き資料の閲覧等に向けて作業を進めるとともに、個人所有の文化財につきましても個人の方の理解を得て、住民によりわかりやすく、利用しやすい方策等の研究を今後もしてまいりたいと考えております。

次に、「御嵩町史」等のデジタル化についてお答えします。

私たちの先人が残してくれた郷土の歴史、貴重な文化遺産や文化的資料を、多岐にわたり民俗編、資料編、通史編としてまとめ上げた「御嵩町史」を発刊し、さらにわかりやすく写真、地図、図版、表などを中心に簡単な解説を付して編集した図録「御嵩町の文化遺産」を発刊しております。また、中山道みたけ館の郷土館部門では、地域に密着した身近な歴史や生活の様子がわかる展示会を開催し、その内容をその都度詳細に記録した展示図録を発刊して、広く利用に供しているところであります。

これらの取り組みは、1. 歴史や伝統的な文化を理解していただき、郷土に対する愛着を深めてもらいたい。二つ、次世代への歴史や伝統文化等の継承と貴重な資料の保存を図っていきたい。この二つの思いで展開した事業であります。

また、町史の編さん等を行っている段階では、文章として、書籍としてこれを残すことに主眼を置いた事業展開でありました。しかし、時代の流れの中で、地方公共団体のホームページ上で収集した資料や郷土史の内容について公開する、つまり記録や資料をデジタルデータ化して情報公開をできる環境の整備の動きが出てきております。県や市町村史の全文公開等については、十分な調査を行っておりませんが、一部の公開の状況を調査した結果では、全文を公開するという形態ではなく、いわゆる町史の内容を要約してPR用のものを作成し公開しています。その内容をさらに詳しく調査したい方につきましては、町史を購入したり図書館で調査していただくというような方策で掲載されている形態のものを目にしたことはあります。

一部、平成17年から18年に発刊しました通史編の現代につきましては、フロッピー化をしております。そんなようなことで、先ほど議員言われましたように、中山道の調査資料とか、いろいろフロッピーでデータ化はしておりますので、それらにつきましても今後はこのようなもので利用したいと思っておりますが、郷土館の資料や情報は、わかりやすく、また利用しやすく、町民の方と共有する財産であります。書籍としての発行だけでは、その用をなしていないのではとの意見もあることは確かであります。

ホームページ上ですぐ公開するとの回答はできません。それは、町史の内容には一部著作権等の問題があります。掲載するにも、全文掲載なのか、一部の要約版なのか、また財政的な理解を得る必要等もあり、多くの検討が必要な部分もあります。いずれにしましても、昨今のインターネット環境の急速な進展の中で、書籍として普及するにも限界があると言わざるを得ません。

郷土を愛する町民の方々の利便性を考えますと、町史等の発刊物のデジタル化による公開につきまして、今後検討していきたいと職員会議で話し合っております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

伊崎公介君。

1番（伊崎公介君）

ありがとうございます。

確かに著作権の問題その他で全文公開は難しいこともあろうかと思いますが、一遍にとはいいませんけれども、少しずつでも、御嵩町で保存版としてでもデジタルファイル化していくということは、後々のために必要だと思っておりますから、その面でもお願いしたいと思っております。

それから、あと所蔵品等のデータベース化ですね。これもできるだけ早くデータベース化していただくと。確かに個人所有のものがあつたり、いろんな町内に散在しているものも考えま

すと、地図データと組み合わせて位置関係が理解できるとか、そういった方法をとっていただけるとありがたいと思います。

それでは続きまして、御嵩町のホームページの改善を望むというところに移らせていただきます。これは2年前に当時の竹内総務担当参事にお尋ねしたところなんですが、その続きといますか、あまりそのときから見て改善されていないなあと感じましたので、今回取り上げさせていただきました。

御嵩町のホームページを閲覧して特に感じるのは、まずトップページが煩雑で文字が非常に多いと。役場職員でさえトップページ上で迷子になっちゃって目をきょろつかせているという状態が見受けられるんですが、多くの自治体でこういうところが改善されて、非常に見やすく、思ったところにたどり着きやすいページ構成になっているのとは、ちょっと対照的な感じを受けるわけなんです。これは予算上の問題があって、現状をなるべくなぶらずに情報量をふやしていくということにしていくと、こういう結果になってしまうんだなあと思いますが、このところ当時の竹内総務担当参事、現在の副町長から、改善の余地がたくさんありますと、都度御意見や御感想をいただきながらよりよいホームページにしていきたいという回答をいただきましたけれども、残念ながら改善されたというふうには感じられないものであります。特に思うのは、トップページ上で過ぎた情報が予定というような形で掲載されているというのは、非常にまずいのではないかと。このところは、本当はどこの業者に頼まれているのかわかりませんが、そのところだけ、書きかえるのではなくて削除してもらおうというような方法をしていただきたいなあと思うわけです。

それから今回、町民も非常に興味を持っておられますけれども、国道21号線のバイパス工事、3月いっぱい完成するという事だったんですけども、おくれてしまったということなんですけど、こういうものこそ素早い情報の提供ということでホームページなんかは適当ではないかと思いますが、そういったところでホームページの活用というものを少し考えていただきたいなあと思います。

トップページをカテゴリー別にして、閲覧者が目的のページにたどりやすいようにしていくということなんですけど、カテゴリー別にすればカテゴリーに分けたサブディレクトリー的なページも必要になってきますけれども、そういったことから考えると、かなり予算も要り、手間もかかることかと思いますが、この一部門ずつ改善していくとかいう方法もあると思います。一部門だけでも文字数は相当減らせるわけですし、あるいは2年前の御答弁にあったおもしろみに欠けるということは、これは行政のページとしてはある程度やむを得ないところがありますが、とにかくこのページ構成等を真剣に見直して、できるだけ早い機会にホームページを改善していただきたいと思います。

本当に5年前と今とでは、相当ホームページに対する環境というもの、閲覧者の人数、その他相当変わってきていると思いますし、これから5年たてば相当また変化があると思います。そういう意味で、早急にこれはお願いしたいことだと思います。

それから、これは半月くらい前ですか、新聞に載っていたんですが、岐阜県が、県職員が運営するブログを立ち上げて、県職員が岐阜県の見どころ、あるいは商品、あるいは食べどころなんかを紹介するというブログが公開されたというのが載っていましたが、役場職員となれば、一般の町民よりもそういう面で知っているところが多いと思います。知識も多いと思います。情報も多方面から得られると思います。そういうことから、こういう取り組みがなされるといいなあと考えたわけです。これについては職員の同意も必要でしょうし、絶対にやってくれということではありませんが、ぜひとも取り組んでいただけたらと思う次第です。

議長（鈴木元八君）

山田総務部長。

総務部長（山田儀雄君）

それでは、私からは御質問のホームページの更新についてお答えをしたいと思います。

町のホームページでございますが、これは平成10年10月1日に開設をしております。平成12年3月に各課からのお知らせなどのバージョンアップを行いまして、平成14年には地域イントラネットの導入によりまして、観光情報、災害情報、施設情報、学校情報をホームページに追加してきております。平成15年10月には、現在の愛称であります御嵩見聞録として情報の提供を行ってきております。平成18年3月には、町の組織改革があったわけでありまして、それと、より住民サイドに立った生活用語での検索を可能にします一部修正を行ってきた経過がございます。この4月から、可児のケーブルテレビによりまして文字データ放送が新たに開始されます。これは、可児市と御嵩町から最新の行政情報を提供することが必要であります。このデータ放送は、窓口での手続を案内します固定放送、イベントや保健センターなどの行事を案内します随時放送、それと災害時に避難場所の開設などを案内します緊急放送の三つが予定されておまして、当然この情報につきましては、町のホームページと内容がリンクしているということが当然必要になってまいります。同時に情報を更新する作業が必要になりますので、2月の課長会議におきまして職員にホームページの方の更新も依頼したところであります。

先ほど質問の中で御提案をいただきました、閲覧者が目的の情報が得られるよう整理し、改善してということでありましたけれども、平成18年3月の一部修正から4年を経過しているわけでありまして、閲覧者の立場から見ますと、確かに御嵩町ホームページにつきましては、文字も小さいこともありますし、わかりにくい、使い勝手がよいとは思っておりません。今年度じゅうに観光情報やイベント情報、写真を多く取り入れた使い勝手のよいホームページへの一

新といたしますか、リニューアルを調査・検討していきたいと思っております。ただ、先ほど議員も申されていたように、この更新につきましてはかなりの経費も伴ってまいりますので、平成23年度予算に反映をさせていただきたいと思っております。

次に、岐阜県の職員によるブログの開設でありますけれども、これは県と楽天との包括連携協定、昨年11月ですけれども、これに基づきまして県職員の中で参加された職員が50何名でありますけれども、県職員の主観で県内42町村のしゅんの情報、地元の一品、店の紹介、これをブログの中で紹介してきております。この取り組みを町にやってもどうかということでございますけれども、先ほど申し上げましたホームページのリニューアル、ページの構成を重視した中で、町内のしゅんの情報、特産品、イベントなど魅力ある情報を行っていききたいと思っておりますし、伊崎議員からは今後も御意見をいただきたいと思いますと思っております。以上でございます。

[1番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

伊崎公介君。

1番（伊崎公介君）

それじゃあ、まずちょっと再質問というか確認させていただきたいんですが、ケーブル可児とタイアップして文字情報ですか、それとそろえなきゃならないから、そのホームページは現時点で、その点は改善すると。それから、本格的なリニューアルは23年度というふうに解釈してよろしいですね。

はい、わかりました。ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

これで伊崎公介君の一般質問を終わります。

続きまして、2番 安藤博通君。

2番（安藤博通君）

2番 安藤博通です。

一般質問をさせていただきたいと思えます。

久しぶりに教育の問題について質問をいたしたいと思えます。

門外漢が言うことですので、解決済みであったり、それから初歩的なことであったり、見当違いの質問があるかもしれませんが、それは少し御容赦いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、質問に入りたいと思えます。

先般配付されました予算表を見ますと、30人学級のための予算が計上されているようであり

ます。この件につきましては、議会が関係機関に対してたびたび実施の要望書、それから意見書等々を出して実現を待望していたものであると思います。今回、計画される運びとなりましたのは、大変喜ばしいことであると思います。とりわけ民生文教委員の方にとっては感慨深いものがあるだろうと、こういうふうに思います。

かねがね、大きくは日本の教育に対する国の予算というのは、先進国の中ではGDP比率において最下位に近い位置にあると言われております。長岡藩の米百俵の故事のごとく、どんな窮状においても次代を背負う若者に対する教育投資は何をおいても優先されるべきではないかと思っております。その意味では、日本が大変な経済不況の真ただ中にある今日に30人学級に踏み切ったことは、大変意義深いものがあると思っております。

そこでお聞きいたしますが、大変意義深い施策は、金を使い、ただ単純に32人の学級を23人、24人にすれば事足りるものではないと思っております。行政の仕事は、何年か先を見て最善と思われる施策を現在行っていくものであらうと思っております。単なる思いつきや衝動的なものであってはならないと思っております。そこには期待される、また目指すべき人間像がある。その延長線上での教育に対する理念、理想があると思っております。例を引くと、ある高名な数学者がこんなことを書いております。「このごろは、自分では何もできなくせに私がやったという人が多いが、私は小さいときから祖父に「他人を先にして自分を後にするように」と徹底的に教えられた」と。また、この人は、「近年、人づくりというが、人の子を育てるのは大自然であり、人はその手助けをするだけであり、思い上がりも甚だしいではないか」と述べられております。

なるほどと思うと、似たような何々づくりと銘打つものがいっぱいあるが、これこそ人のなせることではなく、天意のなせるわざであるかもしれません。まさしく天地人であると思っております。かくのごとく、教育とは、未完成のものを理想に向かって昇華させるべき場所であると思っております。どのような理想を家庭の役割、学校の役割、行政の役割を通じて実現させていこうとされているのか、それぞれの役割に合わせてお教え願いたいと思っております。これが質問の第1点でございます。多くの説明は要りませんので、ワンフレーズで結構です。こういうことでございますということをワンフレーズで結構でございますので、よろしくお願ひします。

当然、少人数学級が一般的には理想とされ、その実現を望むわけでありますが、このごろ少し疑問が出てまいりました。本当に理想なのか、人は理想の中には生きられるが、理念の中には生きられないとあります。理念の、いや、単なる思いつきの先行を危ぶむものであります。

30人学級に踏み切るに当たって、五つほどの予測される効果を書いてありますが、これらを導き出すまでの検証はどのようになされたのでしょうか。一般論と現実はなかなか一致しないものです。いろいろ模索する中で一つの結論に達するわけでございますが、中には少人数学級は子供の理解度を増すということからいえば、あまり効果はなく、それより習熟度別授業を取

り入れた方がよいとか、逆に多人数教育の方が社会性を増してよいとか、さまざまな意見があります。また、ある地方で行われております公立高校に対する中高一貫教育というような取り柄の延長線上の考えであるという意見があります。

そこでお聞きいたしますが、当然これを実行されるに当たっては、検討され、結論づけ、実行の運びとなるわけですが、異なる考え方があるのも今のように事実です。それらのものと、二、三比較例を挙げて、今回結論づけられた利点をお教え願いたいと思います。

これは余談なんですが、先日の中日新聞のコラム欄、中日春秋にこんなことが載っていました。しっかりと、きちんとなどと対応する人は信用できないと。その他のこともあるでしょうが、何か言った気になるが、送り手と受け手の間で意味を共有できない。これを「カラ言葉」というそうです。カラ言葉ではなく、真実の言葉でお答えをお願いします。

その検討は、何回くらい、どのような規模で行われましたか。また、教育に関心のある者としては、検討資料にも関心がありますので、後日で結構でございますから、議事録等々あわせて資料提供をお願いしたいと思います。

仏つくって魂入れずの例えがあります。そのようなことがないように、今回の施策はぜひ成功し、流れを広げていただきたいと思います。その意味では、至る過程の十分な議論が不可欠であり、今後も検証をまって、よりよき展開を望むものでありますので、ぜひ御検討をいただきとかように思います。よろしくをお願いします。

続きまして、一問一答の申請が出してありませんでしたので続けてまいります。次に、全く教育とは関係のないような事態のところから思わぬところへ発展していきだろろうということで、ちょっと心配しておりますが、貸金業法の改正が教育に与える影響について、お考えをお聞きしたいと、こういうふうに思います。

先日の新聞報道での1面に、中日新聞の1面に、大手消費者金融が一斉に6月から専業主婦への融資を中止するとのニュースがありました。改正貸金業法がことしの6月から完全施行されるわけです。もちろん目的はサラ金などの多重債務者の救済であります。この法律施行によって教育にも影響が出てくることを心ある人は心配をしております。すなわち、この法律は借り手の年収の3分の1を与信限度とする総量規制の導入であります。これは、どの金融機関の借入れ条件要項を見ても例外なく記載をされております。例えば、これを具体的に検証してみますと、年収400万の人が2,000万円の住宅ローンを35年返済で仮に組んであったとします。平均利息を2.6%とするならば、均等払いで月7万3,000円、年間87万6,000円となるはず。また、1,500万円のローンが組んであったならば、年間66万円の返済合計になるんじゃないかと思えます。これからいきますと、借入れ余裕というのは、限度額が仮に、若干違いますが120万円であると。それならば、400万の年収の人はあと残りは32万4,000円。2,000万の方では

すね。1,500万のローンを組んでいる人は54万円となるわけです。そこで教育にとって問題となるのは、子供を進学させたいと思ったとき、当面借り入れで資金を賄おうとしたとき、例えば大学の試験のときに、今は一願書一入学試験に例えば5万円かかるのか3万円かかるのかよくわかりませんが、そういうことになるだろうと。それから、当然交通費等々かかって、受けるだけでも、入学金で二、三百万がかかるんじゃないかなあと。これらを当面借り入れで資金を賄おうとしたときに、借り入れに支障が起きてくるのではないかと。もし進学用として金融公庫から300万を借りて15年返済をしようとする、年間24万4,000円の返済をしなければなりません。そうするとどうなるか。2,000万のローンを年収400万の方が組んだ場合は、あと8万円の借金をする余裕しかありません。それから1,500万の方は29万6,000円と、こういう数字になるわけですが、これに例えばクレジットカードで何かをお買いになっておるとか、リボ払いをされているとか、電気製品や家具などのローン支払いが加算されるような場合があるということになると、借り入れが全くできなくなって、生活または進学等々に大きな影響を及ぼして学校へも行けなくなる。また、このような御時世の中で年収が400万を割った人には、なおさら大変なことであると思います。望むものには均等に高等教育を受けることができるようにするために、地方は所得による教育格差の是正を何らかの形で支援するべきではないだろうか。これがまさに住んでみたい町御嵩であるはずであると思います。

そこでお聞きしますが、これらの窮状を訴える人があれば、例えば期間限定で町民税の支払いを猶予するとか、教育免税を実施するとか、行政として何らかの手を差し伸べる用意があるのか、ここのところをお聞きしたいと思います。

ここにある資料がありますので、御存じだと思いますが少し述べさせていただきたいと思います。

全国の小・中学校で学力テストが行われていることは周知の事実であります。ここで、さまざまな興味ある事実が明らかになっております。

例えば、秋田県や北陸地域の県の学力が非常に高かったのに対して、大阪府が非常に低かったことがわかったと。さらに私立学校の方が公立学校よりも平均すれば学力が高いとか、僻地の学力が特に低いということもわかったわけです。「基礎学力を問う」という新旧の学力テストを比較した東大出版会からの出版物がありますが、これから見ますと、要約すると、以前行われておりました1950年代から65年までの学力調査の結果は、都道府県別の学力差はかなりあります。それは何かというと、1人当たりの県民所得が高い県ほど学力が高く、低い県ほど低かったということだそうです。生徒1人当たりの教育への支出は、学力格差には影響がなかったと。こういうものが以前は結論づけられておると。それが、今回のこの2回3回行われた学力テストの結果では、大きく変化をしているということだそうです。都道府県別の1人当

たりの県民所得の影響が小さくなり、貧困者の多い県ほど学力が低かったことがわかったと。つまり、昔は県の平均の豊かさが大きく影響しておったわけなんです、今は貧困者の比率による影響が大きいと、こういうふうな統計が出ておるそうです。

今の世の中、貧しいということが問われているわけであり、貧しさゆえに進路をあきらめかけている人があるとすれば、温かい手を差し伸べるのが行政の本来ではないでしょうか。

また、行政には備えるという最も重要な使命があるならば、そのあたりの気配りも必要だと思いますが、いかがなものでしょうか。

以上2点について述べさせていただきましたが、ぜひいろんな資料等々もあると思いますので、よろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

加藤教育担当参事。

教育担当参事（加藤保郎君）

それでは、安藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

多くの説明は要らない、ワンフレーズで結構とのことですが、誤解があるといけませんので、しばらく述べさせていただきます。おつき合いのほど、お願いします。

御嵩町教育が目指す人づくりの基本的な姿勢は、日本国憲法やその精神を受けて制定されました教育基本法であります。それらの目的や理念を基本として、御嵩町で策定されております町民憲章と第4次総合計画の将来像と六つの施策の体系であり、その具現化を図るのが町が目指す教育の姿であると考えております。

御嵩町教育が目指す人づくりは、まちづくりに取り組むのは町民の皆さんであります。また、町にかかわる人たちであります。その人たちを育てるのが、人づくりを担う教育の役割であり、大切な使命であると考え、御嵩町教育委員会では21世紀御嵩町教育・夢プランを策定しております。その中で、生きがいと共生を目指す人間性豊かな人づくりを目標として掲げています。

この世の中で期待される子供の像としましては、過日の新聞で報道されておりましたが、ある学校の校長先生ですが、教育とは、子供の幸せのための営みと考えておるという言葉がありました。そんな中で、御嵩町教育委員会は期待される子供の像、先ほどの21世紀御嵩町教育・夢プランでは、幼児から高齢者まですべてを教育で考えておりますので、そのような文言を使っておるわけですが、子供の姿としましては、学校で仲間と仲よく励まし合いながら楽しく学び、遊び、活動し、学校生活を送る子供の姿というふうで考えております。その中で、生涯学習の基礎としての生きる力を育成することを目指しております。

そんな中で、学校の役割としましては、生涯学習の基礎としての生きる力を育成することを目指し、学校教育の役割を生きる力の基礎づくりの場としております。一人ひとりの子供を尊

重し、楽しく充実した学校生活の中で、心身ともにたくましい子供をはぐくんでいくことを目指し、目指す子供の姿を、みずから学び磨き合う子、賢い子供、粘り強くやり抜く子、楽しい子、温かい心で助け合う子、仲よく進んで体力づくりに励む子、たくましく、この四つの姿を描いております。この四つの姿を目指すために、学校教育の方針を、郷土御嵩を愛し、人間性豊かな児童生徒の育成と掲げ、この方針を具現するために三つの目標を掲げております。

一つとして、学力の向上。二つ目に、心の教育の向上。三つ目に、健康増進と運動能力の向上を掲げています。これらは、御嵩町の将来を担う子供たちが自立し、多くの人々と共生しながら地域や社会に貢献する社会人として力強く生きていくために、子供たちに身につけさせるべき重要な目標と考えております。各学校では、子供たちの実態に即して、全教職員の共通理解を図るため、より具体的な内容を個々に掲げ、三つの目標に向かって充実感や学ぶ喜びを味わう中で子供たちが成長段階においてはぐくまれるよう、全教職員が一枚岩となって学校の経営目標の具現に徹する学校経営に努めております。

次に、家庭の役割は社会生活の基盤づくりであります。

社会生活の基盤としましては、思いやりの心、生命を尊重する心、自然を大切にし、畏敬する心、責任感や自立・自助の精神、自己抑制力、礼節、優しさや豊かな感受性など、これらは家庭においてはぐくまれるもので、家庭が徳育、しつけ、情操教育などに取り組むことが大切であると考えております。しかし、今日の家族形態の変化、兄弟・姉妹の数の減少、女性の社会進出に応じた育児と職業生活の両立の条件の整備がまだまだ足りない点、父親の存在感の希薄化などから、家庭の教育力の低下が指摘されております。

家庭の役割は社会生活の基盤づくりであります。いつも家族が一緒になって楽しく会話し、食べ、遊び、仕事し、地域の活動に参加する家庭が基本となっております。そんな家族の姿として目指しているのは、一緒に温かく、楽しく、厳しくを掲げています。

続きまして行政の役割ですが、それぞれの役割を明確にした上で、学校、家庭、地域社会それぞれの役割が円滑に効果や成果があらわれるように支援や援助することにあると思っております。乳幼児期から義務教育終了までの御嵩町の子供たちの年齢や成長段階に応じ、一貫した教育を切れ目なく行い、すべての子供に基礎的な学力と規範意識を身につける機会を保障すること。また、個を尊重した教育や地域の特性を生かした教育を推進し、教育現場が切磋琢磨しながら創意工夫し、多様な教育を実現させ教育の質を高めていく環境を整備することが行政の役割と考えています。

例えば、施設・設備の充実を初め、教員による指導主事制度、少人数学級編制、少人数指導の充実、個に応じた学習支援のための補助教員の採用、教育現場のIT環境の整備、このニーズに対応する教育相談コーディネーターや心の教室相談員の配置、安全・安心な登下校、学校

生活を確保する学校安全サポーターの配置や防犯カメラの設置などが上げられます。これらの施策を展開することで、児童・生徒や保護者、地域社会から教育に対する信頼にこたえ、学校現場や教育委員会の責任体制を確立する必要があると考えています。

そんな中で、議員の質問にあります少人数学級編制について答えさせていただきます。

少人数学級編制に係る施策の検討・協議につきましては、町長が施政方針の中で詳しく述べ、また本日資料として提出させていただいておりますので、実施の方法や内容については省略をさせていただきます。

現在、岐阜県では、小学校1・2年生で複数の学級編制となる学校の場合、国の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律による、いわゆる40人学級編制基準を採用することなく、岐阜県教育委員会が定める学級編制方針で、児童の発達段階を考慮して、基本的な学習姿勢や生活習慣を確実に身につけさせる方策として35人学級編制を実施しております。このため、平成17年、18年、20年度は御嵩小学校においてこの制度が採用され、現在の御嵩小学校の2年生は30人未満学級となっております。

県教育委員会との検討・協議の内容ですが、一つ目には、御嵩小学校において現在の35人学級編制、2年生ですが、これが3年生になりますと40人学級となって30人を超えます。ですから、第3学年まで延長する案につきましては美濃加茂市が実施中であり、県教育委員会の同意は得られるのではないかという教育事務所の見解であります。

二つ目として、御嵩小学校の今後の児童数の見込みから、第1学年について、今後4年間は県の学級編制方針、いわゆる35人学級が該当しないと見込まれます。それで、独自で30人未満学級編制を実施する案を協議しました。この二つ目の案につきましては、県内では初めてであり、県教育委員会の同意が難しいのではないかというような話も聞いておりました。この両案について教育事務所と協議を行い、指導を仰ぐとともに、町長からも公約にあります関係で指導を仰ぎながら、教育委員会内部で検討・協議を行い、調整を図ってきました。

教育委員会としましては、御嵩町内のすべての小学校で、児童数に多少の差異はありますが、上之郷小学校、それから伏見小学校においても30人未満の児童数の学級編制で現在は行っております。各学校現場での児童に対する施策の平等感を得ることができるものと考えております。

最後になりますが、協議・検討の回数は、事務所と四、五回ほど、町長と3回から4回ほど、教育委員会内では教育長と五、六回ほどとなっております。また、その時々協議、資料の内容等を記載した議事録についてはありません。私が作成しました資料を提出し、それぞれ訂正等で処理している関係から残ってはおりません。

答弁が雑になってしまいましたが、御容赦のほど、よろしく申し上げます。

それから最後ですが、県の基準と異なる学級編制についてということで、3月9日付で岐阜

県教育委員会の方から、小学校第1学年における20人を超え30人未満学級編制について同意するという書類がけさほど届きましたので、御紹介をさせていただきます。

続きまして、貸金業法改正による教育に与える影響について答弁させていただきます。

貸金業法の改正の理由は、多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録の要件の強化、貸金業協会及び貸金業務取扱主任者に係る制度の拡充、並びに指定信用情報機関制度の創設を行うとともに、貸金業者による過剰貸し付けに係る規制の強化を行うほか、みなし弁済制度の廃止、業として金銭の貸し付けを行うものが貸し付けを行う場合の上限金利の引き下げ、業として行う著しい高金利の罪の創設、利息としてみなされるものの範囲に係る規定の整備等の措置を講ずる必要があるとされています。

その中で一つ目に、資金事業者等が借入れ、または返済に関する相談、または助言。二つ目で、資金需要者への資金の融通を図るための仕組み。三つ目で、違法な貸金を営む者に対する取り締まりの強化。四つ目、貸金業者に対する処分、その他の監督の状況の検証。五つ目、この法律の施行後の規定の施行状況の検証、その他多重債務問題の解決に資する施策を総合的かつ効率的に推進するよう努めるとありますが、これらの五つの項目につきましては政府が行いなさいという明言であります。政府の方での役割であります。

そんな中で、御嵩町の低所得者に対する施策につきましては、教育基本法第16条の教育行政で、地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため施策を策定し云々とあります。ですから、御嵩町の町民のために、御嵩町児童・生徒就学援助交付要綱を御嵩町の方では策定し、対応を図っております。

生活保護法第6条第2項に該当する要保護者につきましては、国庫補助制度による該当の世帯には就学援助費を支給しています。また、生活保護に準ずる世帯に対しましては、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯として前年度の所得等を調査させていただき、生活保護の該当者の1.3倍の所得まで民生委員の方の協力と意見を仰ぎながら所得を調査し、町の一般財源で就学援助費を支給させていただいております。低所得者等に対する義務教育を受ける経済的な環境の整備につきましては、以上の施策を御嵩町教育委員会では行っておるのが現状であります。

このような状況の中で、大学等への進学時の対応として御質問がありましたが、各種のそれぞれ奨学金制度がありますし、多重債務に対する救済基金という御質問がありましたが、こちらの設立につきましては現在のところ考えてはおりません。町としましてもあれですが、この間新聞に載っておりました。将来の教育資金をためようということで、新年度から子ども手当とかいうものがありましたし、ちょうど昨日、7時のNHKニュースを見ておりましたら、京

都大学の授業料免除の関係がありまして、最後の方で、授業料等の全国の大学、短大での未納者が1万5,000人、そのうちの7,700人が退学となったというようなことで報道がありました。

町としましては、先ほども言いましたように教育費が多くかかるのは、今後高校まで授業料無料というような民主党の選挙の公約もあります。そんなようなことから、中学校の卒業まで支給がなされます、民主党の選挙公約にあります子ども手当ですが、こちら月額2万6,000円を教育資金として今後活用していただけるような方法を、住民の方で積極的に蓄えていただくように望んでおります。

以上で答弁を終わります。

[2番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

模範的な回答、ありがとうございました。

子ども手当は、いろんな問題があるだろうと思います。外国人の海外の子供にも手当を支給するとか、いろいろ知識人の中でも知らない人が随分おって、この間の外務大臣 岡田克也氏の答えの中から大分慌てて調べたようなんですが、そんなことがあると思います。

行政の限界の中で、就学援助とか、そういうものはあるだろうというふうに思いますが、ただ、今の御回答の中で残念だなあと思いましたのは、30人学級に対する検討会が数回行われたということなんですが、やはりこれ大事な話ですので、もう少しいろんな議論をされた中で今後の方向づけをされて、その中からの実施ということがやっぱり望ましいんじゃないかなあとと思います。その辺のところは、先ほど申し上げましたようによりよき方向へ持っていくということで、今後いろんな検討が、また資料がありましたらぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そうこうしまして、加藤参事も多分またごあいさつされるでしょうけれども、長い間本当に御苦労さんでございました。

きょうは教育に関する、むしろ御嵩町に対する思いのたけを、今まで長年やられたことを、教育の問題を兼ね合わせながら十分お話を聞くつもりでありましたんですが、なかなか時間の都合だとか、こういう場ではそういうことも難しいようなので、昔から「すみじきものは宮仕え」ということも申しますが、来月からはそういう呪縛もなくなると思いますので、同じ価値観の仲間と類は友を呼ぶということで、同じレベルの話をして楽しく過ごしていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。私の質問はこれで終わります。以上です。

議長（鈴木元八君）

これで安藤博通君の一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（鈴木元八君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議はあす12日午前9時より開会しますので、よろしく願いをいたします。

なお、この後2時20分より総務建設産業常任委員会が行われますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。また、先ほど議会事務局と協議をいたしまして、総務建設産業常任委員会終了後、第1委員会室で全員協議会を行い、その後、第2委員会室で議会運営委員会を行いますので、よろしく願いいたします。

これにて散会をいたします。御苦労さんでした。

午後2時13分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

